

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

経 済 常 任 委 員 会 会 議 録			
日 時	平成 2 5 年 3 月 1 5 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 3 5 分
場 所	消 防 講 堂		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中村委員長、濱本副委員長、千葉・酒井・佐々木 (秩)・北野・久末各委員		
説明員	産業港湾部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、久末委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「稲穂 1 丁目再開発施設について」

○（産業港湾）三船主幹

稲穂 1 丁目再開発施設について報告申し上げます。

稲穂 1 丁目再開発施設につきましては、既に新聞等で報道されておりますが、2 月 22 日、札幌に本社のある株式会社日本レーベンが取得いたしました。同社は、東証一部上場企業である株式会社メディカルシステムネットワークの 100 パーセント子会社であり、メディカルシステムネットワークは、医療機関との連携、介護サービスの充実強化、見守り、配食、買物など、多様な生活支援サービスの確保、高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢化住宅の整備を展開しております。現在、札幌市北区でサービス付き高齢者向け住宅ウィステリア N17 を経営し、5 月には札幌市清田区に 2 棟目を開設する予定となっております。メディカルシステムネットワークによりますと、高齢化時代の新しいモデル事業として、中心市街地に医療と福祉ゾーンを核とした新たなまちづくりを展開していきたいとのことであります。

今後、具体的な事業計画が明らかになると思いますが、市といたしましては、中心市街地の再生に向けた取組について、商工会議所等と連携しながら、必要な支援、協力を行ってまいりたいと考えております。

○委員長

「花園銀座商店街の新たな魅力発見構築事業について」

○（産業港湾）三船主幹

花園銀座商店街の新たな魅力発見構築事業について報告させていただきます。

小樽花園銀座商店街振興組合では、本市や北海道経済産業局の支援の下、本年 1 月、経済産業省の補助制度である平成 24 年度地域商業再生事業費補助金、商店街等構造改革調査分析事業を活用すべく申請を行い、2 月 12 日に採択されたものであります。

花園銀座商店街は、ここ数年で空き店舗が増加し、来街者が減少傾向にありましたが、昨年秋から東京の中小企業診断士をアドバイザーに招き、店の後継者や若手の経営者などが早朝の研修会を 5 回にわたって開催し、討論を重ね、商店街の将来像を模索してきたところでありました。その中で、買物を中心とした商店街から、来街者が求めるサービスも提供できる商店街に変革することにより構造改革を目指すとして、花園銀座商店街の新たな魅力発見構築事業を立ち上げ、今回の申請に至ったものであります。

現在は、3 月末日までに報告書を取りまとめるため、同商店街の組合員や利用客、近隣商店街、地域の団体や企業、小樽商科大学関係者、近隣住民、J R 小樽駅の乗降客を対象としたアンケート調査を行っております。

総事業費は、160 万 2,000 円の予定で、経済産業省の補助予定額が補助率 3 分の 2 により 104 万円、差引き 56 万円余が商店街の負担となりますが、本市といたしましては、商店街活性化事業助成により、商店街負担分のうち 20 万円を補助いたします。

なお、現在のところ、調査分析事業の実施後には、商店街等構造改革支援事業による補助を活用しまして、ハード面では、空き店舗である銭湯だるま湯の地域コミュニティ拠点への整備、玉光堂跡地の屋外イベント開催場所への整備、そしてソフト面では、開業研修会、チャレンジショップ、賃料の補助など、企業支援のインフラの整備、大道芸、舞踊、音楽公演など、文化的なイベントの開催や地域発表の場づくり、商店街のファンづくりのため、ウ

ウェブサイトを利用した花銀アンバサダーの公募、商店街独自のメディアづくりとして花銀ムックの発刊など、事業展開を予定しているとのことでございます。

○委員長

「小樽港港湾計画の改訂について」

○（産業港湾）事業課長

小樽港港湾計画の改訂について、資料 1 に基づき報告いたします。

小樽港港湾計画の改訂作業の内容につきましては、これまでの経済常任委員会でも報告させていただきましたが、「1 平成24年度の改訂作業の内容について」にありますように、港湾計画の改訂作業の一環として、現在、第3号ふ頭及び周辺再開発計画の策定作業のほか、港湾関係者と市産業港湾部職員とで設置した小樽港研究会において、物流面における今後の小樽港の役割や可能性について検討を進めているところでございます。

第3号ふ頭及び周辺再開発計画につきましては、後ほど説明させていただきますが、小樽港研究会については、昨年8月の第1回以降4回開催しており、現在、小樽港の主要貨物の動向のほか、指定保税地域のあり方について検討を進めております。第3号ふ頭及び周辺再開発計画については、当然、既存の物流機能の移転が前提となることから、本研究会への検討と並行して進めているところでございます。

次に、「2 第3号ふ頭及び周辺再開発ワークショップからの提言について」説明いたします。第3号ふ頭及び周辺再開発計画の策定に当たっては、関係する企業、団体や市民などから広く意見を伺うため、ワークショップを設置して検討していただきましたが、去る2月25日にワークショップでの検討内容が提言書としてまとめられ、市長に提出されております。

資料1-1の提言書をごらんください。

まず、提言書の11ページをごらんください。

ワークショップは、この表にありますように、計10回開催され、約8か月間にわたって御議論をいただきました。前段では、小樽港や第3号ふ頭及び周辺地域、またクルーズ船に関する情報提供をさせていただき、その後、パネチャルリアリティーを活用しながら、施設の配置計画について議論をいただきました。

次に、提言書の1ページをごらんください。

ワークショップでは、「1 提言を行う再開発区域の範囲と再開発の目指す姿」にありますように、図で示された区域について、第3号ふ頭は国際旅客船ふ頭を確保する空間、その周辺は観光船乗り場と一体となった交流空間として、再開発区域全体をにぎわいのある国際交流空間にするということをテーマにして議論をしていただきました。

また、隣の2ページには、ワークショップでの検討の際、参考にしていただきました当該区域の再開発に関連する市の既定計画が掲載されております。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

ここからが提言の内容になりますが、ここではまず再開発計画区域に導入すべき機能を四つのゾーン別にまとめていただいております。各ゾーンの考え方につきましては、昨年の第4回定例会の経済常任委員会で説明させていただいておりますが、導入する具体的な施設としましては、Aゾーンについては、国際旅客船ターミナルビル、バス駐車場、多目的ホール、交流広場、親水護岸、Bゾーンについては、観光船ターミナルビル、観光船係留施設、小型船係留施設、観光商業施設、オフィス、緑地、親水護岸、Cゾーンについては、緑地、親水護岸、観光駐車場、Dゾーンについては、多目的広場、観光駐車場を配置する内容になっております。このゾーン別の導入機能を基に、各施設のおおよその規模や人や車両の動線等を考慮しまして具体的な配置計画をまとめていただきましたが、その配置図が6ページ、7ページにございます。

配置図が2枚になっておりますが、これは、5ページにありますように、Aゾーンに立地している31号上屋につ

いて、再利用するか否かで意見が分かれたため、その上屋を撤去した案と再利用した案との 2 案の提言となったものであります。なお、他の B、C、Dゾーンについては、同じ配置となっております。

また、導入する施設に関し、ワークショップでの考え方が 8 ページ、9 ページに掲載されております。

最後に、10 ページをごらんください。

ここには、今後、市が、第 3 号ふ頭及び周辺の再開発を進めていく上で考慮すべき事項として、ワークショップで議論された内容が記載されております。

なお、提言書の最後の 14 ページ、15 ページには、ワークショップでの議論で活用したバーチャルリアリティーの画像を静止画像として添付してございます。

提言書の内容については以上でございますが、今後、この提言書も参考に、国などの関係機関や港湾関係者などの意見を聞きながら、市としての再開発計画を取りまとめてまいります。

#### ○委員長

「横浜冷凍株式会社の新たな冷凍冷蔵倉庫の建設について」

#### ○（産業港湾）荒木主幹

横浜冷凍株式会社の新たな冷凍冷蔵倉庫の建設について報告いたします。

資料 3 をごらんください。

このたび、小樽市銭函 5 丁目におきまして、横浜冷凍株式会社が新たな冷凍冷蔵倉庫の建設を決定し、来月の 4 月 4 日に起工式を実施することとなりました。

横浜冷凍株式会社は、銭函 5 丁目に冷凍冷蔵倉庫である石狩物流センターを立地し、平成 6 年から既に操業を行っておりますが、今回は物流需要に応じた増強を行うため、新たに投資額で約 35 億円規模の施設を建設するということとなります。この地域には、横浜冷凍株式会社のほか、東洋水産株式会社をはじめ、数多くの冷凍冷蔵施設が集積しておりますが、今回、建設予定の施設は、敷地面積が約 1 万 8,000 平方メートル、延べ床面積が約 2 万 2,000 平方メートル、収容能力が約 2 万 4,000 トンであり、環境にも配慮した最新鋭の施設であるとお聞きしており、本市におけるさらなる物流関連施設の充実が期待できる場所でございます。

この間、横浜冷凍株式会社に対しましては、昨年 11 月に東京で実施した小樽市企業立地トップセミナーにお招きし、本市への立地優位性をアピールしておりますし、さらには市長みずからが横浜市の本社を訪問し、立地について強く働きかけを行ってまいりました。この新たな施設の建設は、本市にとりまして税収や雇用の確保、また取引企業への経済波及効果、さらには新たな関連企業の集積が期待できるものと考えております。

今後とも市としては、新設に伴う固定資産税等の課税免除による初期投資の軽減や建築関係の諸手続などが円滑に進むよう、最大限のサポートをしてまいりたいと考えております。

#### ○委員長

次に、本定例会において付託された案件について、順次説明願います。

「議案第 36 号について」

#### ○（産業港湾）荒木主幹

議案第 36 号小樽市企業立地促進条例の一部を改正する条例案について、概要を説明いたします。

このたびの条例改正は、道央圏における本市の企業立地の優位性を確保するとともに、本市に進出する企業や既存企業に対して支援制度を拡充し、新たな設備投資を促すことにより、地場産業の活性化や雇用機会の拡大を図るものであります。

その内容といたしましては、新たに工場等を新設する者に対し、対象要件の緩和や課税免除の期間の延長を行うこと、また市内に既存の建物を取得し、工場等を設置する者及び工場等を増設する者を固定資産税及び都市計画税の課税免除の対象者として新たに追加するとともに、課税免除の限度額を設けるなど、所要の改正を行うものであ

ります。

それでは、改正案のポイントについて現行条例との比較で説明いたします。

資料 2 をごらんください。

新設①アにつきましては、市内に新たに工場等として、建物と償却資産を新たに設置する場合について、課税免除の対象となる要件を現行の固定資産評価額5,000万円以上から取得価格5,000万円を超えるものとし、要件を緩和するとともに、課税免除期間を現行の2年から3年に延長するものであります。この場合の課税免除の内容といたしましては、建物、土地及び構築物等の償却資産に係る固定資産税等を3年間100パーセント免除いたします。

新設の②イにつきましては、市内に新たに既存の中古の建物を取得し、工場等として新たな償却資産の設置を行う場合に、取得価格が3,000万円を超えるものについて新たに課税免除の対象に加ええます。この場合の課税免除の内容といたしましては、機械及び装置の償却資産に係る固定資産税を3年間50パーセント免除いたします。

増設の③アにつきましては、既存の工場等において建物の増築と新たな償却資産の設置を行う場合に、その取得価格が3,000万円を超えるものについて新たに課税免除の対象に加ええました。この場合の課税免除の内容といたしましては、建物、土地及び構築物等の償却資産に係る固定資産税等を3年間100パーセント免除いたします。

増設の④イにつきましては、既存の工場等において、償却資産の拡充又は更新を行う場合に、新たに課税免除の対象に加ええました。この場合の課税免除の内容といたしましては、機械及び装置の償却資産に係る固定資産税を3年間50パーセント免除いたします。

また、①から④のいずれの場合も、課税免除限度額は、各年度1億5,000万円、3年間で最大4億5,000万円まで免除いたします。

なお、今回の改正は、施行期日を平成25年4月1日とするものであります。

#### ○委員長

「議案第37号について」

#### ○（産業港湾）商業労政課長

議案第37号小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案の改正趣旨は、観光物産プラザに利用料金制を導入するとともに所要の改正を行うためのものであります。

観光物産プラザは、市からの指定管理料と物販収入をもって社団法人小樽観光協会が指定管理者として施設管理を行ってまいりました。しかしながら、ここ数年、物販収入が右肩下がり推移し、収支均衡が保たなくなってきたことから、指定管理に係る経費の見直しや指定管理方法の全般的な見直しを行った結果、平成25年度から、3番庫や中庭の使用料等を利用料金として指定管理者の収入とすることで安定的な施設運営を行っていくことができるものであります。

#### ○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、質問の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、久末恵子委員の順といたします。

共産党。

---

#### ○北野委員

##### ◎中小企業金融円滑化法廃止による影響について

最初に、中小企業金融円滑化法廃止にかかわってお尋ねします。

今年の3月末日で同法が廃止になるけれども、産業港湾部は、大きな影響はないという見解だということですが、そのわけを説明してください。

○（産業港湾）産業振興課長

中小企業金融円滑化法は、中小企業や住宅ローンの借り手が金融機関に返済負担の軽減を申し入れる際に、できる限り貸付条件の変更などを行うよう努めることを規定した法律でありまして、実際に全国においても多くの企業が利用されておりまして、借入れ金の返済等の繰り延べがされております。この法律施行後、2度の期限の延長がされまして、最終的には平成25年3月末日で期限を迎えるところですが、これまでの2度の延長に当たり、金融機関のコンサルティング機能の一層の発揮ということがどんどん強化されまして、中小企業の経営改善が着実に図られるように進められたところでございます。

国としても、今回の期限到来を迎えるに当たりまして、金融機関の役割として貸付条件の変更や円滑な資金供給に努めるべきことや金融庁の対応として検査・監督の目線やスタンスなどについて、金融円滑化法の期限到来後もこれまでと何ら変わらないという方針などを改めて周知しているところであります。北海道財務局小樽出張所においても、各金融機関や関係機関を個別に回っておりまして、「中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策」ということでまとめられて、積極的に周知に努められているところでございます。こういったところから、我々としては、この金融円滑法の期限到来後、中小企業の経営者の皆様に対してすぐに影響が及ぶことはないのではないかと考えてはおりますけれども、その金融円滑化法によって繰り延べされた債権の返済内容と企業側の経営改善計画どおり進まなかった場合なども想定されますので、少なからずそういうときには何らかの影響は危惧されるものと考えております。

また、本市の融資制度における影響としまして、現在、条件変更の中で、その融資期間の例外として金融円滑化法に基づく条件変更は認めてきておりました。これは要綱で定めておりますけれども、この金融円滑化法が期限到来を迎えるということから、今年の2月から3月にかけて各金融機関を訪問して意見交換をしてきておりまして、その中で金融機関と事業計画の策定を行って融資期間の繰り延べなどを、今後も、条件変更した場合も認めるように現在準備中でございます。

○北野委員

金融円滑化法で小樽の企業にどのようなメリットがあったか、承知していることがあれば、具体例で説明をしてください。

○（産業港湾）産業振興課長

具体例はなかなか申し上げられませんが、一般論として、この制度を使うということのメリットとして、元本の返済猶予だとか借入れ条件の変更に応じてもらいやすい、その条件変更を行っても不良債権とはみなされない、あとはその金融機関による経営支援とか営業支援コンサルティングが受けられるといったことが挙げられると思います。こういったメリットがあることから、市内の企業にとって金融円滑化法で繰り延べされた場合においては、収支の改善等、あとはそのコンサルティングが強化されたことによって経営改善されたなどがメリットとして考えられます。

○北野委員

具体例は承知していないということですね。

○（産業港湾）産業振興課長

個別の企業の実例については掌握しておりません。

○北野委員

今、説明があったわけですが、これまで金融円滑化法ができる前も銀行・金融機関と業者の間で話し合って返済期間を繰り延べするとか、あるいは、支払う金額を少なくして返済期間を延長するとか、さまざまなことが行われてきたと思うのです。しかし、何で金融円滑化法ができたかといったら、御承知のように、銀行や金融機関の貸し渋りどころか、貸し剥がしまで横行することが日本で大きな社会問題となって同法ができたわけです。

だから、同法が廃止されて、今、産業振興課長が説明するようなことは善意な期待と言ったら言い過ぎですけども、こういう不況の中で、以前行われたような地元企業が不利な立場に置かれるのではないかとということが心配されるのです。だから、その廃止に伴う影響という場合、やはり国が金融機関とかその他に要請しているからといっても、それは法的に拘束力がないわけですから、わかりました、仰せのとおりにいたしますと、そうやって政府には説明をしているはずですよ。だからといって、そのことは法的に何も担保されておらず、いざというときには本性をむき出しにするということが心配されるから、そういう影響はないのかと聞いているのですよ。

**○（産業港湾）産業振興課長**

同じことの繰り返しになるのかもしれませんが、国としても金融機関に対し、改めて弾力的な取扱いについてや、今回、例えば円滑化法をやめても、それは不良債権にはならないですとか、そういうこともあわせて指示しておりますので、そういった中で、同法が廃止されたからといって手のひらを返すような対応はされないのではないかと考えております。

**○北野委員**

法的拘束力はないのでしょうか、銀行や金融機関には。

**○産業港湾部副参事**

確かに、中小企業金融円滑化法の中で金融機関に課せられた報告義務、これによって円滑化が図られてきました。そういった努力規定とともに、金融機関が金融庁に報告しなければならないということから、金融機関としましてはできるだけ努力をされてきたというところでございます。

ただ、確かに法的な規制はなくなりますが、地域の金融機関として地域の中小企業を守り育てていくという、金融機関としての公的な役割もありますし、私どもといたしましては、先般も、商工会議所と連携しながら、市内金融機関の支店長にそういったお願いもしておりますし、そうした中で国としても新たなスキームもつくっておりますので、その中でできるだけ多くの企業への資金繰りの円滑化ということが図られていくというふうに捉えております。

**○北野委員**

デフレ対策で、一万円札をどんどん印刷して金融緩和を野放しにするから、小樽みたいな小さなまちにも一万円札がたくさん回ってくるという期待ですか。それは甘いと思うのです。

ところで、小樽市には小樽市中小企業等振興資金融資取扱要綱というのがありますけれども、これは千葉委員がたしか昨年、予算特別委員会か何かで聞いていたのではないかと思います。この 4 ページにある、金融円滑化法がなくなったわけだから、要綱にかかわることはどういうふうに改正するおつもりなのですか。

**○（産業港湾）産業振興課長**

最初の質問にも答えましたけれども、要はこれは例外で、これまで金融円滑化法に基づいて条件変更を行った場合は、我々のその融資制度の期間内でないとだめですと条件変更について定めているのですが、その例外として認めますということで今までやっていました。これが期限到来を迎えるということで、金融機関と企業が、繰り延べしてほしいなどということをやとりするわけなのですけれども、当然、金融機関としても黙って、はい、いいですよという形にはならないわけで、当然、その事業計画だとか改善計画というのは提出するような形になりますので、そういうことに基づいて、そういう融資期間の繰り延べなど、条件変更された場合は認めていこうということで、今、準備しているところでございます。

**○北野委員**

産業振興課長が、銀行や金融機関をいつも回って、こういうことだから小樽市の融資制度を利用している企業についても、法は廃止になるけれども、引き続きよろしくということで努力されていることはよくわかっております。しかし、毎年、年度初め、つまり平成 25 年 4 月 1 日付けでこの要綱というのがつくられているわけです。今回は、

今指摘した金融円滑化法が 3 月 31 日をもって廃止になるから、同法に関係する部分の要綱の文言を変える必要があるというのは当然だと思うし、そういうことを、当委員会ではないですが、たしか昨年の予算特別委員会か何かで千葉委員が聞いて、産業振興課長はやりますというような説明をしていたというふうに私は記憶しているのです、当の本人ではないですけども。それなのに約束が守られていないので、千葉委員は大いに怒ったほうがいいですよ。そういうことについて、議会で議員に約束し、しかも文言の整理をするのは当然、当たり前なことだと思っているのに、どうしてそういうことをされないのかと。とりあえず、忙しいから、銀行、金融機関を回って、この趣旨でよろしく頼むというふうに回ったから、それでいいということではないと思うのです。

だから、この取扱要綱を経済常任委員会の資料として要求しようと思ったら、まだ作成していないというから、要求しても出てこないから正式には資料要求しなかったということであって、議会に、早くから同法が廃止になるのがわかっている、千葉委員にそのように答えていて何でやらなかったのかというのを、単純な疑問です。この部分ぐらいはやっておいてもよかったのではないかと思うのですけれども、どうなのですか。

#### ○（産業港湾）産業振興課長

確かに平成 24 年第 4 回定例会のときに、この条件変更の部分に影響が出ると思うので、内容について検討しますということで答弁したところでございます。それ以降、我々は、先ほど言いましたように、今年 2 月から 3 月上旬にかけて金融機関とやりとりしておりましたが、各金融機関によっていろいろと温度差もあったということがありまして、初めは、我々も、先ほど言いました事業計画や改善計画などというものの縛りの部分にある程度厳しくいこうかという部分もあって、例外規定のため書面の提出については、厳しい形で書類とか出していただくということでやりとりしていたのですけれども、やはり一部の企業からはそこまで要らないのではないかという話もいただいた中で、それらのやりとりに若干時間がかかって、1 度で終わらず 2 度、金融機関によっては 3 度やりとりをしていたということで時間がかかったということが、言いわけにはなるのかもしれませんが、一つあります。

そういった中で、担当者レベルで、この 3 月中旬に、原案ということで、役所の中ですから、起案というような形になって出てきたわけなのですけれども、今度は、私と担当者の間での文言のやりとりを行って、今定例会に突入していったというところで、要綱の変更案という形で当委員会に示すことができなかつたものでございます。

#### ○北野委員

経過はわかりました。ただ、一連のやりとりを産業振興課長から聞いていて、最初に私が金融円滑化法の廃止で影響がないのかと質問したら、基本的にはないと答弁しておきながら、後の答弁では影響があるからこうするああするとなっているのです。それは影響がないということではないということ、課長自身が承知しているから、後段、意識して答弁していたらとんでもない話だと思うし、前段の話はすっかり忘れてしまって、影響があるのですということを課長は、得々と答弁しているのですよ。だから、影響がないという認識では、今指摘した要綱について同法廃止に伴う関係部分を後回しにしたというのは、結局そういうことになるのではないかということで心配するから言っているのです。

#### ◎中小企業金融円滑化法の利用状況について

次の質問に行きます。

ところで、この中小企業金融円滑化法は 2 度にわたって延長されて大変喜ばれましたが、円滑化法の施行以来、小樽市内の業者が利用した件数と対象金額、融資金額というか、それが伸びたかどうかということは別にして、その件数と金額を合計でいいのでお示してください。

#### ○（産業港湾）産業振興課長

市内の利用実績についてのお尋ねでありますけれども、中小企業金融円滑化法の利用状況については、北海道財務局が道内の金融機関に対して一括で調査しておりまして、後志総合振興局などにおいても、管内別にも調査されていないのが現状でございます。ですから、一番小さい単位としては道内ということになってしまいます。

あと、我々、市内全体というのは、プロパー融資とかいろいろな融資がありますので、わかりませんけれども、本市の融資制度の中での利用実績というのは当然把握してございまして、これまでの3年少しの期間での実績として、1企業が複数の融資制度を利用したり、一つの融資制度を複数回利用している場合もございまして、延べで言えば69件で、金額で言えば4億4,150万円になります。

#### ○北野委員

市の融資制度を利用した延べ件数と金額ということなのだけれども、これについては、前にも預貸率の問題で貸し渋りのときに聞いた際に、小樽市が金融機関に協力を依頼して実態をつかむようにしていきたいという決意が表明されたにもかかわらず、北海道全体しかわからないと、小樽・後志もわからないというのは、あのときの答弁に照らしても納得がいかないのですが、そういう努力はされてこなかったのかということが一つと、それから産業港湾部としても、小樽市内の業者の実態がどうかということをつかむ上で、銀行や金融機関の小樽市内の支店だとか営業所とかいろいろありますが、そこに協力をいただいて、自主的に資料をいただいで的確な支援策を検討するというのが当然、部として必要だというふうには私に思うのですけれども、産業港湾部長、いかがですか。

#### ○（産業港湾）産業振興課長

先ほどの円滑化法の件数についても、商工会議所だとか金融機関を交えての意見交換の場とかもあるのですけれども、市内の状況が知りたいということで各金融機関にお願いしたこともございますけれども、やはりその金融機関によって温度差もあるのですが、基本的には企業情報を外に出すことについて、ナーバスな部分もございまして、市内の状況について、件数別では、教えていただけなくて、実行率というのですか、円滑化法の申請が上がってきてやった率とか、九十何パーセントとかというのですけれども、そういった率はわりと教えていただけるのですけれども、件数等についてはなかなかお知らせいただくことができなかったというのが現状でございます。

今後のことも含めて話しますと、今答えたように、円滑化法だけではなくて、通常の貸出しの状況も含めて、全体的な市内の状況についての個別の実績というのは、情報開示の問題もあってなかなか把握は厳しいと考えておりますけれども、通常の貸出し状況とかで言えば、北海道財務局小樽出張所では後志管内での状況は把握している。我々も数字をいただいておりますけれども、その状況からすれば、後志管内で小樽市の占めるウエートというのは、人口なり法人の数からいけばかなりの部分だと思っておりますので、かなり小樽市の概要に近いものだというふうに考えておりますし、我々、先ほども言いましたけれども、金融機関、商工会議所との懇談会だとか、私も含めて担当者等々が各金融機関を常日ごろから訪問して意見交換などもしておりますので、そういった中で状況を把握していきたいというふうに考えております。

#### ○北野委員

私は、二つの点でしっかり行うべきだと思うのですが、貸し渋りが社会問題になったときに状況把握をやりなさいということ聞いたことがあるのですよ。そのときに、ある銀行・金融機関は、他の会社、他行がやるのであれば、うちは出すことはやぶさかではありませんよという返事をあなた方ももらったのではないですか、そういう説明をしていたのですよ、議会にも。ところが、渋る金融機関があつて、全体があつたとき出なかったというだけの話です。だから、強気に頼めば私は出ると思うし、幸いに今の市長は銀行員出身なのだから、そういうことをやりなさいと言って、かつての友人などを通じてできるわけでしょう。そういう努力も何もしないでいて、小樽の実態がどうなっている、地元企業はどんな状況に置かれているかということをつかまないと、どうして的確な支援ができるのかという大きな疑問ですから。これについては、引き続き質問させていただきたいということは申し上げて、次に進みます。

#### ◎オタモイ海岸の売店撤去について

次に、オタモイ観光開発について伺います。

予算特別委員会で、自民党の山田議員が、オタモイ海岸にある売店撤去の経費100万円のことに関連して聞いてい

ました。それで、私も何回かここで質問していますが、昭和53年に小樽市が札幌つばめ商事の御協力で、当時もめていた上島珈琲からオタモイの崖地を中心とする土地を7,000万円余りで購入したという経緯があります。

昨年1月に、オタモイ海岸の売店のかいわいの私地の譲渡を受けているわけですが、私はオタモイの観光開発について、陳情も出ていることですし、毎回質問しているのですが、私地を小樽市に譲渡していただいたということを、どうして当委員会に報告しなかったのか、何か報告をしなかつた理由でもあったのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

ただいま御質問のありましたオタモイ海岸の土地につきましては、政策上、何らかの形で使用するということではありません。崩落の危険性がある地域の下の部分に民有地がある状況よりも、市有地として小樽市が管理するほうが安全対策上好ましい程度、そのように考えたことから特に報告をしなかつたものでありますので、御理解いただきたいと思えます。

○北野委員

今回、100万円で撤去するということが予算委員会で可決になったのですが、この売店は、事実上どんな状態になっていたのですか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

この売店は、もともと海水浴場をオタモイ海岸でやっておりましたので、その売店として使われていたものであります。平成18年に崖崩れが起きたときに、危険だということで出ていっていただきたいという話を所有者にさせていただいていたのですが、私地があるということで拒否をされておりました。22年にまた崖崩れがありましたので、やはり危険ですから出ていってくださいということで話をさせてもらったのですけれども、やはり同じように拒否されておりましたが、災害復旧の関係で測量調査をする機会がありまして、その測量調査をしましたところ、オタモイ海岸の売店の建っている土地につきましては、小樽市の土地だということが判明し、私地につきましては、売店から少し離れたところに確かに存在していたというところでありました。

その売店と土地につきましては、やはり危険であるということで、その所有者に粘り強く話をしまして、土地、そしてそのプレハブ売店につきましても寄贈していただくということになりました。売店として営業しておりましたけれども、崖崩れがあつて、小樽市がゲートを建てたものですから、事実上、工事もやっていたので商売というものはできませんで、寄贈していただく1年ぐらい前からは営業していませんでした。そういうことで、今回、その建物も土地もいただくことになりまして、その建物も撤去したほうが安全だということで、このような経費を計上した次第です。

○北野委員

密漁の足場にもなっていたといううわさもここで出ているくらいでしたから、今回の措置は私は適切だったと思えます。変な人に、わずかな海岸の土地が渡って、かつてのようにもめて安全対策もままならないということに、そういう教訓に照らしても、私は適切な措置だったと思うのですが、そういういいことをしているのに何で胸張って報告をしなかつたのかという疑問があつたので聞いた話です。

◎オタモイ観光開発の基本方針について

山田市長の最後のほうとか、今の中松市長になってからもそうですが、小樽市としての方針は、事実上、オタモイは観光開発しないと、こうなっているのですね。そうすると、上島珈琲から買ったほとんどの崖地と、今回その下のほうにある民有地を寄贈していただいたのを合わせて、とにかく崖崩れがあれば危ないところばかりを小樽市が抱え込んだ形になってしまったのです。それをどうするかということになれば、絶えず安全対策をやらざるを得ないわけで、こんな後ろ向きの対策をいつまで続けるのかというのが大変心配だと。

改めて、産業港湾部長に伺いますが、いつオタモイ観光開発に着手するのか、基本の方針をお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室長

御質問ありましたオタモイ海岸につきましては、専門の業者に委託をいたしまして地質調査を行い、それから遊歩道を含む一帯につきましては、崩落の危険性が非常に高いということで……

（「それは前のとき聞いたよ」と呼ぶ者あり）

はい。安全対策を行った上で景観を保全することは困難という結論が出ましたので、平成19年の調査終了時と23年第4回定例会の経済常任委員会で報告させていただいたところでございます。

そして、この間、当委員会におきましても、遊歩道が危険であるならば、例えば新たな展望台の整備の可能性などという御意見を北野委員からもいただきましたし、佐々木秩委員からは駐車場の部分をどうにかできないものかという意見、それから千葉委員からは海上観光、海からの景観を楽しめるようにPRしてほしいというような御意見をいただいたところであります。それらの状況を基にいたしまして、国定公園という条件も加えた中で、今後、現実的な事業展開が可能かということ当市で検証している状況でございますので、今の時点でオタモイの観光開発の基本方向を示すことができるというような状況にはございません。

○北野委員

今の答弁から、小樽市としては検討しているのですね、結果はどうなるかわからないけれども。観光振興室長は、そのように答えたのです。

○（産業港湾）観光振興室長

そのあたりが、以前からも話しているように、検討しているといいますか、お話がまず委員からございましたので、その状況について検証しているという形でございます。

○北野委員

結局、中松市政になってもやらないということですか。委員から、議会からうるさく言われるから、それが妥当かどうか調べているというだけの話であって、観光開発について本格的にどうするかということは何もやっていないということだ。ひどい話だと思うのです。

だから、私は、陳情第290号を採択して、本格的に観光開発を行うということになったら、あの地域一帯の崖崩れを含む安全対策をしっかりと行えるようになると思うのです。だから、陳情を採択することが事の始まりだという面もありますから、このことは指摘しておきます。

産業港湾部長に聞くけれども、私が聞いても答えないのは、何か私が気に入らないのですか。

○産業港湾部長

決してそういうことではありませんが、何というのでしょうか、あそこ一帯が国定公園だということはもう御承知だと思いますが、昭和38年7月に指定になりました。あと、自然公園法の第2種特別地域になっていまして、基本的には、例えば岩石一つ動かすとか、土砂を運び出すとか、そういうことは許されないと言われております。

崩落したときに、あそこを担当していますのが、広域的に言いますと、当時の後志支庁、今の後志総合振興局の治山の関係のところですから、実際に復旧の可能性について伺いに行きましたが、それはほとんど難しいだろうと言われました。その後で、そういうことだけでは済まないものですから、平成18年度に、650万円くらいかけて第3回定例会で地質関係の委託をかけて、結果が3月に出了ました。それで、いろいろな復旧案がありまして、一番安全だろうというのがトンネルを掘る案でした。遊歩道500メートルある入り口から……

（「それはもう計画の中に入れてあるでしょう」と呼ぶ者あり）

書いてあるのですね、では、話しません。それで、幾つかのものがあつたのですけれども……

（「いや、私の質問に答えないわけを聞かせてと言ったの」と呼ぶ者あり）

最終的には、あそこ一帯が火山角礫岩といいまして、安山岩で柱状節理というばらばらとれてくる石、そして……

(「それも報告書に……」と呼ぶ者あり)

なおかつ、浮き石が目立っているのですけれども、一番大きな浮き石で、8トンの浮き石があると言われたのです。それで、国道にあります覆道のような形で覆いたいと言ったのですけれども、委託した業者は、8トンの石が落ちてきたらどんな覆道でもだめですと言われたものですから、基本的には復旧は難しいだろうという判断が、当時の判断です。

#### ○北野委員

報告書の説明をしているだけではないですか。真面目に答えてください。

#### ◎第3号ふ頭に関する提言書について

次に、小樽港の問題で伺います。

先ほど、事業課長から、第3号ふ頭に関する提言書に関して詳しい説明がありましたが、仮に提言書に書かれていることを実現に進めていくとすれば、どのようなスケジュール、ハードルを越えなければならないのか、説明してください。

#### ○(産業港湾)事業課長

このたびの提言書の内容を実現するというものに向けてのスケジュールといいたいまいしょうか、それについてですけれども、まず今回の提言を基に、また市としての再開発計画をまず立てることになりますが、その後、この内容を港湾計画の改訂に位置づけていかなければならないというふうになります。それからの実施になりますけれども、実施に当たっては、小樽市の財政状況ですとか、第3号ふ頭の状況、現在はいろいろな業者がいろいろな貨物を扱っているという状況もございまして、この港湾関係者との調整を図りながら、着手できる環境が整ったものから段階的に進めていくというのが基本的な考え方になるかと思いますが、いずれにしても事業費というのは膨大な金額が予想されるということもございまして、現時点で具体的なスケジュールというのはまだお示しできる状況ではございません。

ただ、基本的な進め方としまして、まず私どもとしては、第3号ふ頭の大型クルーズ客船対応岸壁の整備については何とか早く進めていきたいということで考えてございます。そして、この整備を進めていきまして、次に恐らく必要となるのは、この大型クルーズ客船対応岸壁の整備効果を少しでも高めるための施設の整備、例えば旅客船ターミナルですとか、バスの駐車場、そして岸壁から中心市街地に向けた基部のほうの整備、こういうのが次に必要になってくるステップではないかと考えてございます。

それから、第3号ふ頭内の整備につきまして、この第3号ふ頭内は、指定保税地域に指定されているということ、また既存の物流機能も結構多く残っているということもあり、その整備の前に、まずは代替機能を確保していかなければならないということになります。それらの整備については、当然、既存物流の移転となりますと、物流全体の効率的な港湾空間の再編というものとあわせて進めていきながら、まず第3号ふ頭の機能を移転していくと。そして、それが空になってから、移転が終わってから整備に入っていくということが基本的な流れになるというふうに考えてございます。

#### ○北野委員

今の説明を聞いたのですが、そうすれば提言書で言われている点で、港湾計画の変更が必要な事業は何々になりますか。

#### ○(産業港湾)事業課長

今回の提言書に盛り込まれている施設ということで説明させていただきますが、一つは、この大型クルーズ客船対応岸壁、これは係留施設の変更ということで位置づけしなければならないことになります。それと、基部のほうに観光船乗り場や、小型船に対応するための棧橋が絵として記載されていますが、これについては小型船だまり計画ということで港湾計画に位置づけられることになります。それと、エリア全体が公園的な広場ですとか、そうい

った整備計画になっていますが、これにつきましては、恐らく土地利用計画の中で、例えば緑地ということで位置づけしていくとか、そういう形で港湾計画に盛り込んでいくことになるかと思えます。

#### ○北野委員

一つ前の答弁で、事業課長が説明されたことで疑問というか、私としては、マイナスのイメージが働くのですが、第 3 号ふ頭の上屋がまだ生きているから、この機能を別なところへ移転する。けれども、これを見ても、上屋を移転する場所というのはないのです。そうすると第 3 号ふ頭にある上屋の分を全部ほかの上屋と合体するとすると、上屋の容量が大幅に縮小されるということになって、取扱貨物量増大を目指すという基本的なことに影響が出てこないのかという心配があるのです。その面でマイナスと言ったのですが、そのあたりは、検討した結果、どういう結論になっているのですか。

#### ○（産業港湾）事業課長

まず、今回の提言の中では、あくまでも物流とは切り離して、この第 3 号ふ頭にどのような機能を導入したら、にぎわいが出るかということで検討していただいております。

物流面につきましては、先ほど報告させていただきましたが、港湾振興会の方々との間で小樽港研究会というのを進めておまして、この中で、今御指摘のありました上屋についても、今後の物流動向を踏まえながら、どれだけのキャパシティを小樽港として持っていくかということについても御議論されております。

移転先については、基本的に、この小樽港研究会との議論の中でいろいろと詰めていきたいと思っております、まず指定保税地域をどこに動かすかということ、それと動かすときに当たっては、当然、第 3 号ふ頭が丸々交流空間になるものですから、小樽港全体としては物流のエリアというのは小さくなります。そういった中であって、今の物流をどのように効率的に配置していくかということで、基本的には港湾空間自体も効率的でコンパクトなものにかえていったほうが、やはり荷役効率が上がるものですから、そういったものをセットで考えていきたいと思っております、これについては、今、まさにこの小樽港研究会の中で議論させていただいております。

#### ○北野委員

こういうことを港湾審議会に諮って、そのメンバーの知恵をかりるといえることが見えてこないのです。今は違いますけれども、私が港湾審議会のメンバーだったときには、審議会が全然開かれないのです。当時の会長に文句を言ったら、私の責任ですと、責任は認めるけれども、港湾審議会を開いて議論を経るといえることは一切やらないで、あなた方が気に入る人を集めたのか、どのようなメンバーを集めたかわからないですけれども、話を聞いて、そこでいろいろなことを、もちろん港湾業者の話も聞いていると思うのですが、そのようなやり方、手続というものが果たして適切なのかという疑問がありますから、そこで第 3 号ふ頭の物流機能をどこかに移すということになれば、簡単に言えば、移すところがないのだから、これをやめるとか、出ていけとか、合併するとか、そのようにならざるを得ないから、事業課長が認めるように、物流機能を大幅に縮小するということになってしまうのですよね。

だから、そういう基本的な重大なことは、やはりきちんとしかるべきところで諮って相談し、意見を聞いて進めるというのが筋ではないかと思うのですけれども、そういうことをやらないで、議会の側から意見を述べる機会が全くないようなところで話をするというのは、どういうわけなのだろうかという疑問がありますね。いかがですか。

#### ○（産業港湾）事業課長

地方港湾審議会への報告でございますけれども、まずこの提言書の内容につきましては、4 月ぐらいを予定に、まず審議会に説明をさせていただきたいと思っております。

それとまた、今後、この移転の関係については、小樽港にとって本当に大きな課題になってくると考えておられて、当然、この移転については、港湾計画の改訂という中で整備されることになると思えます。その際には、港湾計画の改訂ですので、事前にまた審議会にも諮問させていただき、内容について御審議いただきたいと思っております。やはり今後の港湾計画の改訂という部分につきましては、私どもも本当に大きな課題だと思っておりますの

で、できる限りいろいろな方々の御意見を伺いながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○北野委員

◎大型クルーズ客船について

クルーズ客船について、いろいろな努力をされて、2013年の入港に続いて2014年も、大型も含め多数のクルーズ船が入港すると説明を受けているのですが、2013年入港予定のクルーズ客船のうち、第3号ふ頭の13番、14番バースに接岸可能なクルーズ客船の名前と総トン数を教えていただきたいと思います。

○（産業港湾）事業課長

2013年の小樽港入港予定のクルーズ客船のうち、14番側に寄港可能な船といたしましては、全部で7回入港します。まず、船名がブレーメン、総トン数6,752トン、それからクリッパーオデッセイ、総トン数5,218トン、ぱしふいっくびいなす、総トン数2万6,594トン、こちらについては3回入港する予定でございます。それから飛鳥Ⅱ、総トン数5万142トン、ル・ソリアル、総トン数1万994トン、この合計5隻で、最大船艇につきましては、飛鳥Ⅱとなっております。

○北野委員

接岸可能だということで聞いたのですが、必ずしも13番、14番に接岸させるということではないのでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

今説明させていただいたクルーズ客船につきましては、今年は、14番側に着けていただくということで今考えています。

○北野委員

それは、荷役作業がどうあろうと着けていきたいという港湾室の意向だということですね。

◎クルーズ客船と一般貨物の動向と今後の取組について

先ほど事業課長から説明がありましたが、クルーズ客船対応の港湾整備を大がかりにしていくということは、私はいいと思うのです。しかし過去には、フェリーターミナルを充実していった矢先に、開発局のとんでもない横やりで敦賀便が苫小牧東港に強制移転させられたということで、当時の山田市長は「怒りを感じる」と頭にきて議会でそういう表現で怒ったこともあるのです。だから、クルーズ客船は魅力があるから絵になるし、1隻入港すれば、それなりのお金も落ちるといって期待も高いと。そうであればあるだけほかの港もいろいろなことでクルーズ客船に入ってもらいたいという動きが出てくると思うのです。だから、敦賀便が苫小牧東港に移されたときのような乱暴なやり方でまた、せっかく整備はしたはいいいけれども、ほかの港にクルーズ客船の機能は半分そっちに行ってしまうというようなことになったら、負担だけが小樽市に残るのです。そういう心配はないのかということ、これが一つ目。

それから、一般貨物の動向について伺いますけれども、この10年くらい、フェリーを除く貨物の数量、それから主な貨物の動向について説明をしていただきたいというのが二つ目。

それから、三つ目は、平成24年の速報値では、結局、一般貨物は右肩下がりで減り続けて、110万トン台を割り込んで100万トンちょっとになっているわけです。100万トンを超えていないかと心配しているのです。それにもかかわらず、貨物の新規の開拓や確保、増大のためにどのような手を打っているのかということが見えないのです。このようなことでいいのかと。どのような努力をされてきているのか、その説明に対し現状はどうなっているか、見解を伺いたい。これについては、細かいことは別にして、基本的なことを産業港湾部長からお答えいただきたい。

○（産業港湾）港湾室主幹

今、北野委員から何点か御質問がございました。

まず、1点目のクルーズ客船対応の施設整備が無駄になってしまう心配はないのかという御質問でございますが、

これにつきましては、今回、平成26年のプリンセス・クルーズの小樽寄港計画というのが発表されましたけれども、この寄港打診のときの船社サイドのお話などを聞いた中では、成長著しい中国を含めたアジア地区におけるクルーズ需要というのが見込めるということ、あるいは日本国内においても潜在的なクルーズ需要が見込めるという期待の下に、海外船社が日本に進出してきているというお話も聞きまして、そういう経営判断の基に今回小樽港を利用して定点クルーズや寄港地クルーズを行うというふうに聞いておりますので、同じような理由でプリンセス・クルーズ以外の外国船社についても、小樽港への寄港打診がされているというような現状からいきますと、決して10年先、20年先まで保証できるという確約はできませんけれども、クルーズ客船の寄港につきましては、今後も期待できるのではないかと私どもとしては考えております。

また、道内他港との関係におきましても、道央圏の観光地を背後圏に持つ小樽港は、海の玄関口としての利便性が非常に高いところでございますので、そういう優位性を今後も生かして港のPRに努めていきたいと思っております。

また、クルーズに対する潜在需要を掘り起こすために、最近、クルーズ客船の船社の御意向で、御厚意によります船内見学会なども開催していただいておりますので、そういう機会を通してクルーズ客船の楽しみと申しますか、よさを市民あるいは道民の方にも見ていただいた上で、クルーズ需要を掘り起こしていくような形で小樽市としても協力していきたいと考えてございます。

それから、2点目の小樽港の一般貨物量の推移でございますけれども、過去10年間という質問でしたので、10年前の平成15年からの一般貨物量の推移を答弁いたします。15年は132万トン、16年139万トン、17年150万トン、18年同じく150万トン、19年158万トン、20年148万トン、21年114万トン、22年111万トン、23年112万トン、24年105万トンという流れでございまして、15年、10年前に比べて27万トン、約2割減少しています。この間の主な増減の理由ですけれども、中古車あるいはコンテナの定期航路の就航によりまして一部増加している貨物もございしますが、特に減少しているものとして、日本農産の撤退による米穀類の減少、あるいは水産品の漁獲量の減少による水産物の減少、それから豊羽鉱山の鉱石が以前ありましたが、豊羽鉱山がなくなったことによりまして10万トン程度減少していることもございます。それらの減少要因も含めて、10年前に比べて一般貨物としては27万トン程度減少しているという状況になっています。

それから、3点目の、こういう現状を踏まえて貨物の増加あるいは開拓についての取組についてですが、私どもとしましては、昭和60年に小樽港利用促進協議会という官民からなる利用促進のための団体を発足させ、活動してまいりましたが、平成13年に、これを発展させた小樽港貿易振興協議会を発足し、引き続き貨物の誘致に取り組んできているところでございます。その協議会を通しまして、毎年、東京あるいは札幌で荷主を対象にした貿易セミナーとか、あるいは懇親会を開催することによりまして貨物増加に取り組んでおりますし、また商社あるいは荷主を訪問することによりましてポートセールスを行っているという中で、既存貨物の現状維持・確保と新規貨物の掘り起こしに努めているところであります。また、近年では、特に定期的なフェリー航路あるいは中国のコンテナ航路、これを維持するためにフェリー航路の利用促進事業として、平成21年から23年まで利用促進事業を行ったほか、コンテナ貨物の掘り起こしに結びつけるように平成22年から東アジア等販路拡大支援事業も行っているところであります。

それから、現状についての認識ですけれども、これにつきましては、このようなポートセールスを行っておりますけれども、すぐに既存貨物の増加や新規貨物の誘致に結びつくものではなく、非常に厳しい状況が続いておりますが、私どもとしましては、小樽港の大宗貨物であるフェリーやコンテナ、あるいは飼料穀物の原料、あるいは小麦、こういう大宗貨物については確保していくことが重要ではないかと考えています。

また、先ほども説明がありました小樽港研究会において、港湾業界の皆さんからの御意見などをお聞きして、既存貨物の確保と新規貨物の洗い出し、掘り起こしを行っているところでありますので、今後につきましても引き続き

き業界と一緒に官民一体となって、地道に貨物の誘致活動を続けていきたいと考えているところでございます。

#### ○北野委員

今、詳しく説明いただいたのですが、港湾室主幹は、聞くところによれば、この3月で退職とのことで、だから10年先のことはわからないように、1年先のこともわからないという状況ですからね。だから、そういう努力をしているのだけれども、企業誘致の現局面のように鮮やかにプラスの要素が出ているということではないわけです。確かに一般貨物のことで議論しているのですけれども、これはフェリー貨物の中とか、あるいはコンテナに一般貨物の輸送形態の変更で、そこにシフトしているということもありますから、一概には言えないけれども、主幹が言われるように、コンテナとかフェリーの一部にそういうものも包含すれば、平成17年のときはたしか150万トンくらいあったのだけれども、あなたは130万トンのときしか、この10年間では、150万トンあったのが最大値ですよ。そこから見れば、50万トン落ち込んでいるのだから。150万トンが100万トンと落ちたのは、大変なことなのです。だから、そういう点で、今後はどうするつもりなのかと聞いたのですが、とうとう産業港湾部長は答弁をせず、私の質問には答えたくないということだなと思って、私の質問を終わります。

#### ○（産業港湾）事業課長

私から1点、答弁の訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど、北野委員の御質問の中で、13番、14番岸壁で接岸可能なクルーズ客船の数ということでお聞きになったときに、接岸予定ということで答弁をしてしましまして、接岸可能ということになりますと、先ほど説明させていただいた船のほかに、にっぽん丸も接岸が可能になります。ただ、にっぽん丸につきましては、船側の理由で16番に着きたいということですので、今回、16番岸壁に着く予定でございますけれども、一応接岸可能としてはにっぽん丸も含むということで、答弁の訂正をさせていただきます。

#### ○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

---

#### ○酒井委員

##### ◎企業立地について

初めに、小樽市企業立地促進条例の一部改正ということで、優遇制度の幅が非常に広がって、企業立地に対して優位性を感じる条例の内容となっております。

それで、石狩湾新港地域の小樽市域に新たに冷凍冷蔵庫の建設というお話も先ほど説明の中にありましたが、その一方で空き工場というのも目立つのではないかと思います。それで、例えばこの条例の中で、空き工場活用のための支援策を新たに追加されているということなのですが、空き工場などの、例えば数字を押さえているとか、どこがあいているとか、また問い合わせがあった場合に対応できるような体制ができているのか、その辺についてお聞かせいただけますでしょうか。

##### ○（産業港湾）荒木主幹

問い合わせで申しますと、今、本市が立地を進めております銭函工業団地、それから石狩湾新港小樽市域についての問い合わせが中心になっておりますけれども、石狩湾新港小樽市域につきましては、第三セクターの石狩開発株式会社が管理しているものですから、情報は日々把握をしているところではございます。

銭函工業団地につきましては、土地が民地ということでございますので、例えば不動産関連会社のネットワークや競売情報など、市としてもいろいろなネットワークを活用して、そういうようなものを逐次把握して、あいている土地、それから空き工場といえますか、あいている施設ですとか、そういったものを逐次把握して、問い合わせに即時対応できるような体制をとっております。

○酒井委員

問い合わせに対応できる体制があるということですが、条例が改正されたからといって企業がどんどん来るというわけではないのですが、ただこの条例を見ると、企業立地の後押しにはなと思うのです。後押しになったそのまた後押しになるのが、問い合わせがあったときの対応の部分になってくるかと思います。それと関連してという話ではないのですが、企業立地トップセミナーについて、平成24年度東京で行いました。25年度につきましては、大阪で行うということですが、予算が前年度230万円、今年度が272万4,000円ということで若干上乘せになっているのですけれども、例えば新しいことを考えているのかなど、この上乘せ分についてはどのような計画を持っているのでしょうか。

○（産業港湾）荒木主幹

昨年度の予算が230万円でございますので、数十万円上乘せされておりますけれども、この上乘せ分につきましては、企業立地トップセミナー関連事業費ということで、昨年東京でトップセミナーを実施しましたが、そのときの参加企業に対するフォローアップ、これは昨年参加していただいた企業への訪問活動ということで、これに対する旅費ということで上乘せしております。ですから、トップセミナー自体は昨年度とほぼ同じような予算額ということで計上しております。

○酒井委員

トップセミナーは昨年度とほぼ同額ということなのですが、内容についてはどのようになるのでしょうか。

○（産業港湾）荒木主幹

トップセミナーの内容についてでございますが、こちらにつきましては、昨年は、小樽商科大学の保田准教授の基調講演から市長のプレゼンテーションはもとより、既に立地している企業ということで東洋水産株式会社と一正蒲鉾株式会社にプレゼンテーションをしていただきまして、あとは第2部ということで名刺交換会を催しております。

大阪のトップセミナーについても、同じような形では考えておりますけれども、まだ、検討している段階でございますから、より効果的といいますか、地域性もございます。大阪という土地という部分もございまして、その辺の土地柄も考えながら、より効果的なトップセミナーになるような形で考えていきたいと思っております。

○酒井委員

大枠は、東京でのトップセミナーと大体同じ形で、微調整をしながらやっていくということかと思えます。東京で平成24年に行いまして、その後、フォローアップということを要望してきました。やはりトップセミナー自体もそうなのですが、終わってからのフォローアップで、今回も横浜冷凍株式会社がそうだったと聞いておりますが、フォローアップがきくと思えます。個々の企業に対していろいろフォローアップの仕方が違うので、詳細は聞きませんが、大阪でのトップセミナーもそうですが、引き続きフォローアップをぜひとも、よろしくお願ひしたいと思います。まだいっぱい土地があいていますので、1社でも多く企業を立地していただきたいと思えます。

◎小樽観光の魅力アップ事業について

次に、地域資源を生かした小樽観光の魅力アップ事業費ということで、913万5,000円計上されております。この内容を見ますと、「祝津地区でとれる魚介類、特に未利用素材である規格外魚にスポットに当てた『食』を軸に」ということで書いているのですが、祝津地区に絞られた経緯をお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

地域資源を生かした小樽観光の魅力アップ事業のターゲットを祝津地区に絞った理由ということでございますけれども、市では、運河、堺町に続く魅力的なエリアを創出しまして、時間消費型観光の推進を図りたいというねらいがあるわけですが、当然のことながら、行政だけで取り組めるものではなく、そこには地域の協力というものが必要でございます。ここが一番のポイントであります。

ほかには、素材が組み合わせられるその魅力、素材があるかどうか、このポイントなのですが、そこを考えたときに、まず祝津地区には地域住民が中心となって組織するNPO法人祝津たなげ会というものがございます。それから、水族館、鯉御殿、旧青山別邸など、観光施設が集積していると、それから漁港がありまして、海洋素材がたくさんある、それからニシン文化とその遺構がたくさんあります。こういった多種多様な素材があって、それを組み合わせることで観光拠点になり得る、そしてそれらの素材が発展して魅力的なエリアになるのではないかと、こういった可能性の高さを思いまして祝津地区に絞って考えたところです。

祝津地区は、北運河からずっと続いて、その動線がつながった先にありますので、その面で観光というものを推進できる、こういったことも考えております。

#### ○酒井委員

観光の観点からということで、運河からも近い、周遊性が見込まれるということで祝津地区になったのかと思います。

内容について、規格外魚というふうに表現されていますが、例えばこれはどういうものがあるとか、その辺についてお聞かせください。

#### ○（産業港湾）観光振興室中村主幹

祝津漁港で、まとまった数にならないため出荷できない多種少量の魚が網にかかるということです。これらは雑魚やザッパなどと呼ばれまして、漁師がみずから消費するか、いつでもとれるので捨ててしまうというのを聞いております。なお、祝津おさかな市などでは、これらを利用して魚介類を低額で販売しているということです。未利用素材というのは、その雑魚、ザッパのことを指しております。

#### ○酒井委員

ザッパと呼ばれる魚を、祝津地区で利用して展開していくという、新たな観光ビジネスモデルを構築しということになっているのですが、私の中でなかなかイメージできないというか、どういうビジネスモデルなのかというのがいまイメージできないのですが、その辺をわかりやすく説明してください。

#### ○（産業港湾）観光振興室中村主幹

祝津地区では、これから展開する事業としましては、祝津地区全体を一つの施設に見立てまして、触れる、話す、食べる、見る、こういった楽しめる恒常的なツーリズムをまずつくり出そうと。それから漁港で魚を直接買えるものですから、わかりやすい仕組みづくり、それから先ほどのザッパがお金になる仕組み、お土産になる食材の開発、これらを取りまとめるNPO法人がこれから自立していくような仕組みをつくることです。それをビジネスモデルと呼んでいるのですけれども、実際のところは、これから地域再生マネジャーに入ってもらいまして、地域住民と話し合っただけで何ができるか、どういったことが一つのビジネスにつながっていくかというのを詰めていくわけですが、今のところの具体的なイメージで言いますと、祝津地区で遊んで、物を買って、食べて、人がそこでお金を落としていく、そういった仕組みをパッケージにして、漁港の商品になればいいかと思っていますけれども、旅行会社と提携して、それを祝津たなげ会が手数料をもらって自立できる仕組みになるとか、そういったことで、彼らが仕事、皆さんの高揚につながっていけばいいと、このようなことで考えていることをビジネスプランと呼んでおります。

#### ○酒井委員

祝津地区でこういうものがあるというところから始まって、それをまとめて形にして、それが最終的にビジネスになればいい、例えば観光資源になればいいという形だと思うのですが、イメージがあれば結構なのですが、時間軸的に、例えば今年はこれを行って、来年はこうして、再来年ぐらいにはこうなるか、何かそういうイメージがあればお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

平成25年度につきましては、これらを実際に構築する事業が進んでまいります。実証実験などもできればいいと思っているのですが、それはやっていく中で考えられることだと思っております。

26年度につきましては、これが実際に作成してもらったプラン、それらを祝津たなげ会が実施してみる、そして何か課題点があれば、それを改善していくということになると思います。それがすぐお金になることは非常に難しいと思いますけれども、できる限り、代理店の皆さん、それから関係者の皆さんの御意見なども聞きながら何とかうまく進める、そしていずれは小樽観光の弱点であります冬、夜の観光について祝津地区を中心として補完できるような流れになっていけばいいと、このように考えております。

○酒井委員

祝津地区に関しては、本当にいろいろな素材、それから掘り起こし方によっては、まだまだ伸びる地区ではないかと思っておりますので、情報などの連携もしながら進めていただきたいと思います。

◎トド被害の対策について

最後になりますが、トド対策について数点質問させていただきます。

張碓地区でトドによる漁業被害というものが、毎年のことなのですかあるかと思っております。新聞報道などでも書いていたのですが、上陸防止柵を設置するということだったのですが、まず平成24年度はまだ出ていないと思うのですが、23年度について、トド被害の数字があればお示してください。

○（産業港湾）水産課長

トドによる漁業被害額ということで、平成23年度の金額でございますが、被害総額4,500万円ほどになっております。

○酒井委員

4,500万円ということで、漁業を営んでいる方からしてみると、すごい数字ではないかと思っております。

それで、トドに関しては保護獣ということで、駆除も数字が限られているかと思うのですが、駆除できるトドの数字などについてお示してください。

○（産業港湾）水産課長

トドにつきましては、昨年まで、国において絶滅危惧種に指定されておまして、北海道全体で、平成24年度の駆除数は、253頭というふうに枠が定められております。そのうち、小樽市を含む後志管内においては8頭という枠が設定されております。

○酒井委員

8頭ということで、これは小樽市、それから石狩湾新港小樽市域ということでよろしいのでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

今答弁いたしました8頭につきましては、後志管内の駆除数の枠でございます。

○酒井委員

後志管内で8頭ということなのですが、ほとんど駆除できないような形ではないかと思っております。

今年に関しても、張碓の岸壁というか、コンクリートのところに何十頭も上がっている姿がありました。それで、柵をつけるということなのですが、詳細などは決まっているのでしょうか。例えばぐるっと囲むような形になるのか、予算などもわかればお示しいただきたいと思います。

○（産業港湾）水産課長

先ほど、北海道の駆除数の枠で内訳を省略したのですが、後志管内で8頭という話をいたしました。その他被害多発海域対策分として保留されている枠が60頭ございます。当初、後志管内で8頭という枠があったのですが、昨年、北海道で、この被害多発海域対策の分60頭を割り当てていまして、この60頭を使って石狩湾海域にさらに20

頭という枠が設定されています。この石狩湾海域というのは、漁協で言いますと、小樽市漁協と石狩湾漁協、この二つの漁協が対象地域というふうになっております。

ただいま御質問のありましたトドの上陸防止柵の設置でございますが、まず金額につきましては、総事業費として200万円を予定しております。そのうち、国からの補助を100万円、それから市の補助を50万円、事業主体となります漁業協同組合の負担が50万円という内訳で負担ということでございます。

それと柵をつける場所でございますが、お話のありました張碓地区のちょうどJR張碓トンネルの前面水域のところに、旧石材の積出し岸壁という跡地といいますか、突堤が出ております。おおむね正方形に近い形をしておりますが、一部破損しているような状況で、現在、この200万円の事業費で、壊れていて傾斜地になっているところが一番上りやすいところだろうということで、そこにまず柵を設置する。そしてさらには突堤の両脇の自然石が積まれている部分の入り口から入る可能性もあるということで、その部分にも設置を考えております。

ただ、全般的にはその護岸、突堤の全体に口の字の形で設置したいという考え方もあったのですが、今検討中でございまして、できるだけ上がりやすい部分に柵を設置したいということで、事業費も含めてできるだけ少ない費用で行いたいと考えている状況でございます。

#### ○酒井委員

一部に柵をつけるということで、これでそこに上がれない、トドが寄りつかなくなれば一番いいのかなとは思いますが、やってみないとわからないという部分もあるかと思えます。

それで、先ほど、平成23年度につきましては4,500万円の被害があったということなのですが、漁業者の方々に対して、例えば何か補助制度や助成制度があるのか、若しくはその辺はどのようになっているのか、お聞かせいただけますか。

#### ○（産業港湾）水産課長

漁具の被害に対する補償制度は、現在のところございません。

一昨年から、北海道市長会を通じまして、トド等の海獣による被害としまして補償制度を新設していただくよう要望しているところでございます。

#### ○酒井委員

今のところないということで、ただ、先ほども言ったとおり、漁業者の方にとってみれば、4,500万円の被害というのはとても深刻な問題であります。200万円がこの柵を設置して、そこにトドが上がらない、若しくは寄りつかないというのが一番理想ではあるのですが、やってみないとわからないという部分もあるかと思えますけれども、最後にこの柵について、これから予算がつくことになるかと思えますが、来年度に向けて、予算がつけば設置できると思うのですけれども、いつのタイミングで設置できるのかなど、その辺の何か計画的なものがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

#### ○（産業港湾）水産課長

柵の設置時期でございますが、やはり海から行かなければ、今のところ工事ができないという状況もございまして、夏場に行く予定で考えているということで、漁業協同組合は予定しております。

ただ、トドが北海道の海岸、日本海沿岸に来遊してくる時期というのは、10月過ぎから冬という状況にありますので、それまでの間にまず、先ほど説明させていただきました予算によってどこまでできるかによりまして、まずはその200万円を柵を設置して、その効果をその冬に検証してみたいというふうに思えます。

---

#### ○濱本委員

##### ◎稲穂1丁目再開発について

何点かあるのですが、初めに稲穂1丁目の再開発で、できるだけ協力、支援をしていきたいという報告がありまし

た。ゴーストタウンにならないよう、既存の建物を壊して、もう一度違う建物を建てるということですが、先ほど言われていたその協力、支援というのは、具体的にどのようなものを想定されているのか、もし今わかるのであればお聞かせいただきたいと思います。

#### ○（産業港湾）三船主幹

市の具体的な支援というか、協力といった部分についてかと思えますけれども、現在の段階では、まだ事業者側の具体的な計画というのは決まっておられません。ですから、どういった面で協力できるかというのは申し上げることができないのですが、計画がはっきりしていないといいつつも、サービス付き高齢者向け住宅を建設するという部分については、はっきりしております。そうなりますと、市の内部で、私ども産業港湾部だけではなく、福祉部あるいは、介護保険の関係で言いますと医療保険部といった部署との絡みといいますか、関連が出てまいります。

先日も、関連する部署への御挨拶をさせていただいたところでありまして、市の内部でとりあえず情報の共有を図りつつ、あとは解体、新築ということになりますと、当然、建設部も、業務上の関連が出てまいりますので、今、具体的な計画が明らかになっていない中では、市の内部での情報の共有化を図るとというのが一つと、あとは事業者の方々と地元の、特に商店街との関係というのは非常に重要だと考えておりますので、そういった部分での情報交換も行われると思えますけれども、そういった部分の情報収集ですとか情報交換の面にも努めてまいりたいと考えておりますし、あと市に寄せられる市民からの御意見というものもあると思えますので、こういったものは事業者に私どもから伝えていかなければいけないと考えてございます。

#### ○濱本委員

ぜひとも、少なくとも市役所の中の複数の部署で、今の説明のとおり、一つの関連性というのがあるので、その情報が流通するようにしてもらいたいと思います。よくあるのです、縦割りとよく言われるのですが、つい最近も、奥沢保育所の新築工事でいろいろと複数の部署に絡まることがあったのですが、福祉部と建設部は知っていたけれども、ほかの部署は知らなかったということもありました。そのようなことのないように、ぜひとも御尽力をいただきたいと思います。

#### ◎第 3 号ふ頭再開発計画について

次に、第 3 号ふ頭の再開発についてです。聞きたいのは、Aゾーンの多目的ホールのところに屋内スポーツと書いてあるのです。8ページのAゾーンのところの、国際旅客船ターミナルで、それだけではなく、「屋内スポーツ等が可能な多目的ホールとしても活用が可能」とあるのですが、具体的に屋内スポーツとはどんなものを考えているのですか。

#### ○（産業港湾）事業課長

これにつきましては、ワークショップの委員の方々から出た意見をまとめさせていただいておりますけれども、ワークショップの議論の中では、例えばバレーボールやフットサルですとか、そういった屋内球技をできるような施設としても使えたらいいのではないかとということで議論が出ておりました。

#### ○濱本委員

小樽市総合体育館でそういうものができないのであれば、多目的ホールにそういう機能をというのわかりますが、現実にはできます。例えば、総合体育館の駐車場が少ないから、そこで駐車場スペースの多い体育館が必要だというのはわかるのですが、その点についてはどういう判断だったのか。機能があるにもかかわらず、ただ単に欲しいという感覚だったのか、このことについては全然気づいていなかったのか、そこについてはいかがでしたか。

#### ○（産業港湾）事業課長

このときには委員の皆様も、例えば総合体育館ですとか、若しくは学校開放があるというのは、重々御承知の上で議論していただいていると思えます。ただ、ここに掲載していただいた趣旨というのが、ターミナルを建設して

も、今後はどれだけの船が入るかにもよりますけれども、使える期間が限られているということがありまして、せっかくなのであれば、なるべく冬期間も含めて利用ができたほうが良いという、そういった視点から、この出ている面積があるという中で、工夫をすれば、コンベンションという話も出ていましたし、そういった屋内球技ができるようなものもあれば、それも利用につながるだろうということで、考え方としては、ターミナルをせっかくなのであれば、少しでもいろいろなニーズに使えるようなことでレイアウトというか、施設を考えたほうが良いのではないかと御意見の中で、このように記載させていただいた経緯でございます。

#### ○濱本委員

小樽市がどんどん人口が増えていて、そういう施設が足りないということであれば、そういうスポーツ施設というのわからないわけではないですけれども、現実問題、少子高齢化で、場所も余っている、学校も閉校していく、屋内体育館も余ってきているという、そういう状況で、ある意味では、その機能をつけることによって、さらに余計なお金がかかるということであれば、これから本当の検討が始まると思います。検討の中でその機能は必要ないという判断になるのかもしれませんが、ぜひとも今後の検討の中ではそういう観点でもお考えをいただきたいと思います。

もう一つ、Bゾーンの中に商業施設と書いてあります。当然、これは物販のことを言っているのだろうと思います。ここはいいとしても、そのほかにオフィスというのがあります。札幌市は別としても、今の小樽市内でオフィス需要がどれだけあって、今後どれだけ伸びるのかとか、そういうものを踏まえた上でオフィスという言葉がここに載っているのならわかるのですが、その点についてはどうですか。

#### ○（産業港湾）事業課長

ワークショップでの議論の中で、このオフィスという機能が出た経緯でございますけれども、この第3号ふ頭再開発区域内が少しでもにぎわいがあるという空間にしていきたいということがまずベースにございまして、そのゆえにこういったターミナルとかこういう基本施設のほかに、例えばある程度の物販ですとか、商業施設ですとか、若しくはちょっとした観光案内的な施設ですとか、どんどんそういったものを導入していったらいいのではないかとこのことをまず皆さんで議論していただいております。その中に、ほかにも例えば、ちょっとした港湾に関連するようなオフィス機能を設けておくとそこに勤務する人が来るだろうと、そういった、言ってしまうと、昼間の人口も増やすという意味で、少しオフィス機能を設けたほうが良いのではないかと御意見が出ておまして、具体的にそういったトータルのオフィス需要とかということ考えた上でここに導入するという議論ではなかったのですが、あくまでもこのエリア内において少しでも昼間人口を増やす、そういった発想の基に、こういった機能もつけ加えたらいいのではないかとこの御意見として出ておりました。

#### ○濱本委員

この二つのことで何を言いたいかというと、例えば商業施設であれば、先ほどの報告にあった花園銀座商店街もそうですし、サンモール一番街も、小樽都通り商店街も空き店舗の話があるわけです。さらに第3号ふ頭の開発で、商業施設を入れたら、既存の商店街から店舗がますます抜けるかもしれない。マクロのまちづくりを考えたときの第3号ふ頭のあり方、ただ単にここに商業施設があるとよいとか、多目的ホールがあるとよいということではなく、ぜひとも本当の再開発を考える上では、トータルのまちづくりの観点の下で考えていただきたい。単純にここにこれがあればよいという、そういう思いだけではなくて、マクロで考えていただきたいと思います。これは要望です。

それから、最終形はどうなるかわかりませんが、今の段階で、港湾計画の変更についても、先ほどから言われていましたけれども、最終的にどの時点が第3号ふ頭の再開発の完了する時点だというふうに想定されているのですか。10年後なのか、20年後なのか、30年後なのか、30年はないと思うのですが、その点についてはどうお考えですか。

### ○（産業港湾）事業課長

今回は提言ということで、ワークショップの中でまとめていただいた計画ですけれども、これから市ではこれらを参考にして再開発計画を作成していくと。その再開発計画の最終的な完了年次ということですのでけれども、これにつきましては、今、何年ぐらいのスパンでということをお答えすることができないというのが正直なところでございます。

ただ、私どもとしては、先ほど北野委員の御質問の中でもお答えさせていただきましたが、まずこのグランドデザインをきちんと見据えて、少しずつできるところから整備を行い、これに向かっていくという姿勢で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

### ○濱本委員

せめて20年後ぐらいまでにはお答えしていただきたかったですけれども、できることからやるというのは当然なのですが、しかしエンドを決めていなければ工程表もつくれないのではというふうに私は思うのです。今答えるかどうかは別としても、お答えできないということであれば、今回でなくてもいいですから、近々には将来的な部分で何年度までにはほぼ完成に至りたいぐらいの意気込みを、次回の第2回定例会でも第3回定例会でもいいですから、お答えできるように期待をしております。

それから、総合計画の前期実施計画の中では、第3号ふ頭周辺利用高度化事業ということで入っていましたが、ここから先、平成26年度以降は後期実施計画になっていくのですけれども、そのときに、例えば事業の名称がどう変わるのか、それから後期の5年間で、この第3号ふ頭の再開発を当然視野に入れているわけですから、どのぐらいの予算規模になるのか、その点についてはどうですか。

### ○（産業港湾）事業課長

現在の総合計画の前期実施計画の中で、この第3号ふ頭につきましては、第3号ふ頭周辺利用高度化事業という名称で位置づけさせていただいております。事業の内容といたしましては、あくまでも現状の施設を大きく変更することなく、今、物流とクルーズがふくそうしているという中であって、どれだけその辺のパッティングを解消して、それぞれが効率的に機能するような埠頭にしていくかということをやテーマにして事業を始めたものでございます。具体的には、岸壁エプロン整備ですとか、あと上屋もなるべく外側で、岸壁側の荷役ではなくて、内側から荷役してクルーズ船が着けられるような環境にする、これが今回の14番側に船を着けられるようになった理由でもございますけれども、このような形で既存の施設を改良しながら、手を加えながら少しでも環境をよくしていこうということが当初の考えでございました。

今後、まず再開発計画がまとまりまして、その中で、特に急ぐものとしては、この大型クルーズ客船岸壁を位置づけていきたい考えでございます。当然、これにつきましては、新たな事業として位置づけることになると思いますが、その際に、今までの名称として、この第3号ふ頭周辺利用高度化事業という名称を使ってきましたけれども、名称自体を、また再開発というこの概念が入ってきますので、後期実施計画の中でどういう位置づけとするかということについては、今後また考えていきたいというふうに思っております。

### ○濱本委員

要は、前期実施計画の中では、港湾のところにクルーズ客船誘致事業というのがあって、それから今言われたように、第3号ふ頭周辺利用高度化事業というのがあったと。これは当然リンクしているわけですから、そういう意味では、後期実施計画の中で明確にうたってもらいたいです。予算も規模も、後期の5年間でどの程度で、どういう開発をするのかというのをイメージしながら、ぜひとも入れてもらいたいと、お願いをしたいと思っております。

### ◎横浜冷凍株式会社の課税免除について

次に、企業立地の話なのですが、横浜冷凍株式会社が冷凍冷蔵倉庫を新築してくれるということで、大変ありがたい話なのですが、確認ですけれども、横浜冷凍は、改正する小樽市企業立地促進条例でいきますと、小樽市に新

たに工場等を設置する場合において、新たな建物及び償却資産の設置を行うときに課税免除が適用になりますと。免除の内容については、家屋、土地、償却資産となっている。そうしますと、報告では、35億円規模となっていてますけれども、35億円がいわゆる課税のベースになるのですか。

○（産業港湾）荒木主幹

こういった規模ですので、まず間違いなく対象になるということはおもなものですけれども、その中で土地、建物ということですので、土地も含んで、今、35億円という規模と聞いておりますので、これがベースになるということ考えております。

○濱本委員

35億円で、最終的にどのぐらい横浜冷凍がいう年間メリットがあるのか今は聞きませんが、たぶん計算はこの後するのか、今してるのかわかりませんが、それは別の機会に聞きたいと思います。

そして、新設の要件の中に、「市内に新たに既存の建物を取得し、当該建物を工場等として設置する場合において、新たな償却資産の設置を行うとき」というふうに書いてあります。課税免除内容については、「償却資産、機械及び装置」となっている。これでいくと、例えば市内というか、銭函でも、石狩でも、小樽市内でもいいのだけれども、中古の建物がありました。中古の建物と土地を取得しました。そこに新しい機械を入れましたと。そうすると、中古の建物と土地の取得に関していえば、この条例の中では課税免除の適用にならないということよろしいですか。

○（産業港湾）荒木主幹

この条例の中では、空き工場といいますか、あいた物件については、土地、建物については対象になりません。新たに入れた償却資産の課税額が免除の対象になります。

○濱本委員

それはどういう判断で外したのかというふうに思うわけです。市外からでも、新設ではなくて、中古物件を物色して、それでそこを改装して新しく工場にするパターンはあると思うのです。でも、その人たちは、中古の建物を取得したから、土地、建物は課税免除にならないと。解体して更地で買って、新設したほうがそういう適用になるのであれば、当然そういう判断にもなると思うのですが、いわゆる中古の空き工場というか、中古の建物をあえて課税免除の対象から除外した理由というのは何ですか。

○（産業港湾）荒木主幹

この条例を改正する検討に当たって、中古の物件を対象にするかどうかというのはいろいろな議論がございました。検討いたしました中で、通常、私どもが把握する情報の中で、よく競売情報等を見ますけれども、その中では、空き工場を取得する際は、取得価格というのが実際の固定資産評価額よりもかなり低いベースで、ある意味、ただ同然のような価格で取得しているケースもありますから、そういった意味では、それを課税免除するということは、企業に対して差し上げるというか、そういうのはいかがなものかというのもありまして、そういった面からいきますと、まずはその中古を取得する、これは以前からも数多くそういったニーズがございましたので、まずはそこに立地していただいて、新たな償却資産については、対象となった額を免除させていただくという考え方で整理したものであります。

○濱本委員

将来的な検討として、たぶん、どうしても工場の新陳代謝があると思うのです。残念ながら、倒産してなくなりました、建物があきました、中古物件を買いました。でも、固定資産評価額は変わらないわけですよ、次の所有者に変わっても、それは税金を払わなければならないのですから。今回は見送ったというのはわかりますけれども、将来の課題として、ぜひ中古物件も適用になるように、そのかわり、課税額として幾ら以上の物件というのはたぶん必要になってくるだろうと思います。今度は、取得額ではなく、課税額の部分で必要になってくると思うのです。

けれども、ぜひ将来検討してもらいたいと思います。要は、こういう条例を持つことによって都市間競争に勝っていかなければならない、間違いなく、それでなければどんどん衰退していくのは目に見えているわけです。そういう意味では、都市間競争に勝つための一つのツールとして、私はこの改正は非常によかったのだらうと。ただ、その改正でも、今みたいな中古物件の取得が適用除外になっているというのは、もう少し研究してもいいのではというふうに思います。もっとツールとして強力な武器になるような条例がまだ考えられるのだらうと思いますので、ぜひとも研究をしていただきたいということを要望して、終わります。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 07 分

再開 午後 3 時 23 分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

---

#### ○千葉委員

##### ◎小樽市企業立地促進条例の一部を改正する条例案について

初めに、議案第36号小樽市企業立地促進条例の一部を改正する条例案について何点か伺います。

今回の条例改正の目的について、改めて伺いたいと思います。

##### ○（産業港湾）荒木主幹

今回の条例改正の目的ということでございますが、冒頭の報告と一部重複する部分もありますけれども、本市におきましては、平成18年に現行条例を制定しておりまして、それ以降、国内外で社会経済情勢が大きく変化する中で、より戦略的な企業誘致の推進、また、これに加えて既存企業に対する支援も求められてきております。その中で、企業ニーズを捉えた効果的な優遇制度にすることが必要になっております。当市に進出する企業に対しては、課税免除期間の延長や空き工場等の活用などの支援策の拡充により、本市の道央圏での企業立地の優位性の確保、また既存企業に対しましては、建物の増築や機械・装置の拡充、更新などを追加する、新たな設備投資を促すことによりまして地場産業の活性化や雇用機会の拡大を図ることを目的に、今回の条例を改正するに至ったものであります。

##### ○千葉委員

今回の改正では、11月時点でお伺いをしていた課税免除限度額が各年度1億円からさらに拡充をしております。この理由についても御説明をお願いいたします。

##### ○（産業港湾）荒木主幹

昨年11月から12月に実施しておりますパブリックコメントの中では、課税免除限度額を各年度1億円としておりましたけれども、これを拡充した理由についてであります。企業誘致におきましては、産業振興と雇用拡大のための重点施策ということで進めてきておりまして、昨年11月には、東京におきまして、本市で初めての試みとなる企業立地トップセミナーを開催しまして、本市への企業立地の優位性についてアピールするなど、積極的に取り組んできたところでございます。

また、来年度は、大阪においてもセミナーの開催、さらには企業誘致DVDの作成など、強化を図ってまいりましたけれども、新年度予算においても、重点項目として掲げております。こういった積極的な取組の中で、今年1

月の新年度予算編成の中で、今回の企業立地促進条例の改正が戦略的要素の強いものになるということもありまして、石狩市との差別化を図るとともに、道央圏、他都市の中でも最も手厚くなるというような優位性をアピールするために、限度額を各年度 1 億 5,000 万円に拡充したものであります。

○千葉委員

今、隣接する石狩市というお話もあったのですが、石狩市と比較して、内容はどのようになっているか、もう少し具体的にお示し願いたいと思います。

○（産業港湾）荒木主幹

今回の条例改正に向けて、石狩市との比較についてということでございますけれども、課税免除期間の延長によりまして優位性を確保できるということ、それから課税免除限度額につきましては、先ほど申しましたとおり、石狩市との比較はもとより、道央圏の他都市との比較においても本市が最も手厚くなること、それから空き工場等の活用における優遇策が本市独自の施策であること、こういったことなどが石狩市との比較として本市の優位性ということで挙げられるところであります。

○千葉委員

今の答弁では、石狩市より優位性があるというふうに聞き取れたのですが、先日の予算特別委員会での秋元委員のさくらインターネット株式会社の石狩データセンター誘致についての質問に対する答弁の中で、荒木主幹が答弁されたと思うのですが、小樽市への誘致がかなわなかった理由を聞いていて、その御答弁が熱意に欠けていたというふうにおっしゃっていたというふう聞いております。そうではなかったということで理解してよろしいですか。

○（産業港湾）荒木主幹

そうではなかったということで理解していただきたいのですが、予算特別委員会での秋元委員への答弁が、大変舌足らずな答弁になりまして申しわけありません。私の意図としましては、結果的にさくらインターネットがデータセンターを石狩市に立地したという結果になりまして、石狩市に行ってしまったことが結果として小樽市に熱意がなかったと言われても仕方がないということを申し上げたので、決して小樽市として誘致活動に熱意がなかったということではないです。

こちらで説明させていただきますけれども、データセンターの誘致につきましては、データセンターというのは広大な敷地を必要とすることもありまして、やはり石狩湾新港地域が一つの対象地域になってくるものと思われまます。石狩湾新港地域の小樽市域につきましては、近年、集積の進む食品関連施設と、冷凍冷蔵施設を中心とした物流関連施設、これを中心に誘致を図ってきた経過というのがございますけれども、当時、さくらインターネットのデータセンター誘致の話が浮上してきたときに、実は当時の市長もみずから現地というか、小樽市域のほうに出向いて、関係者の方にその現地を見ていただくなど、誘致活動を行っております。結果的にさくらインターネットは石狩市に立地するという結果になりましたけれども、立地場所を石狩市域に選定したという一番の理由といたしますが、地理的なものであったということでお聞きしております。実は変電所に近ければ近いほどデータセンターにとって投資コストが大幅に削減されるということもありまして、現在、立地している位置が最適であったということが一つでございます。

それと、石狩市におきましては、データセンターに特化した優遇制度を持っておりまして、新設で 5 年間全額課税免除という条例もございまして、こうしたものも追い風になっていたという予想がされるところであります。予算特別委員会での私の答弁のフォローをいただきまして、非常にありがたかったです。こうした経過がありまして、結果として石狩市に立地したということになっております。

○千葉委員

そのように説明していただければ、秋元委員も怒らずに帰ってきたのかなと思うのですが、小樽市では設

けていない、データセンターに特化した条例などがあるということで、いたし方ないのかなというふうに、今、感想を持っております。

それで、今回の条例改正の中で、第 2 条の 1 号の中の改正点についてですけれども、対象となる業種について変更があります。この辺について、もう少し具体的に説明をお願いしますでしょうか。

○（産業港湾）荒木主幹

課税免除の対象となる業種ということをございますけれども、まず製造関連では、武器製造業を除く製造業の全て、それから物流関連では貨物運送、倉庫業、卸売業など、それから学術・試験・研究関連では自然科学研究所、それから情報関連では情報サービス業、インターネット付随サービス業、それからエネルギー関連では電気業、ガス業、熱供給業を対象としております。

○千葉委員

小樽市は過疎地域の指定を受けておまして、調べていくと、この過疎地域内に企業を誘致して、産業振興や雇用機会の拡大を目的に交付税の措置があるようですが、これについても説明をお願いします。

○（産業港湾）荒木主幹

交付税措置の具体的な内容になりますと、財政部の所管になりますので、私からは法律の関係で説明させていただきます。

過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法、これにおける課税免除を行う方への交付税補填についての御質問でございますけれども、過疎法では、製造業、それから情報通信技術利用事業、いわゆるコールセンターです。それから、旅館業、これについては、土地、建物、償却資産、償却資産とは機械及び装置ですけれども、この合計取得額が 2,700 万円を超える場合においては、自治体はその対象者に対し税の優遇措置である課税免除を行った際に、その地方税の減収に対しまして一定の交付税措置が行われるということになっております。

○千葉委員

今の答弁と、先ほど業種についても御説明いただいたのですが、旅館業を課税免除の対象の業種とする考えは小樽市になかったのか、そういう議論はなかったのかと感じております。また、入れなかったその理由についてもお示し願います。

○産業港湾部副参事

今、荒木主幹から答弁しましたように、確かに旅館業が過疎法の対象になっていることから、部内におきましては、この点については議論をいたしました。

ただ、今回の改正の狙いが、小樽市の強みである食料品製造業、特に東洋水産株式会社や一正蒲鉾株式会社が立地、操業したこと、さらに関連して、本日報告申し上げました横浜冷凍株式会社など、そういった物流関連企業を戦略的に誘致していこうということから改正したものであること、また具体的には、この旅館業、特にホテルにつきましては、小樽市内において今のところ具体的な計画が見えないということから、今回の条例改正におきましては、旅館業を対象としなかったということをございます。

○千葉委員

お話を聞いてそうかなとも思うのですが、観光都市宣言をして、今まで観光客を増やす、また、その経済効果を何とか向上させようという話の中で、やはり滞在型ですとかいろいろ議論をされてきた経緯もあります。

また、稲穂 1 丁目の再開発についても、以前、話としてはまとまりませんでした。宿泊施設の関連企業からも打診があったということからも、非常に企業にとっても魅力のある小樽市ではないかというふうに思っておりまして、私としては旅館業を対象業種に入れてもよかったのかなと、あえて入れない理由はなかったのではないかなというのが率直な思いなのですが、その辺はいかがですか。

### ○産業港湾部副参事

グランドホテルの跡地につきましては、報告申し上げましたような形で新たな取得者が決定したところでありますが、この間、確かにホテルを運営したいという業者も幾社ございました。おとしには、中国系の資本の方があそこのホテルを、既存の建物を活用して再生したいという話もありましたが、結果としてどれもこれも具体的な事業には至らなかったということでございます。

また、例えば、隣の札幌市におきましても、一番歴史と格式のある札幌グランドホテル、そして札幌パークホテル、この二つのホテルを運営している東京の会社なのですが、たしか企業再生支援機構ですか、そちらに支援要請をしているというような、190万都市の札幌市におきましても、宴会機能を持ったホテルというのが厳しい状況に置かれているということから、13万都市の小樽市におきましても、平成2年当時、小樽グランドホテルが開業したような形のシティホテルというのは、今の小樽におきましてはちょっと難しいのかと思っております。

ただ、今回の条例改正の対象業種につきましては、長期的な視点で申し上げますと、例えば新幹線が開業するなど、そういった状況が見えてくる中で、ホテル需要が高まってきたときには、対象業種につきましても、その当時の社会経済情勢を見ながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

### ○千葉委員

ということは、今のお話では、そういう機運が高まれば考えるということでは理解してよろしいですね。

### ◎横浜冷凍株式会社の石狩物流センターの名称について

話がずれるのですが、今回、横浜冷凍株式会社を誘致していただいて非常に喜んでいるところですが、単刀直入に名称についてですけれども、石狩物流センターということになっていて、私の唯一の家族が、どうして石狩物流センターなのだ。小樽として売り込んで、小樽がブランドだということできまざまな議論がある中で小樽という名称を使っていただけなかったというところでは何かお話があるかと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

### ○（産業港湾）荒木主幹

平成6年に先ほど申しました現存の施設が立地しておりますけれども、その施設名も残念ながら石狩物流センターとなっております。今回も、一応仮称ではございますけれども、石狩第2物流センターということになっております。その話につきましては何とも、できれば小樽の名称を使ってほしいのですが、なかなか難しいのではないかと考えております。

### ○千葉委員

本当は使っていただければというふうに思っております。ブランドといえ、御答弁は要りませんが、池田製菓のバンビも商標の使用権がどうなるのかということ非常に危惧しております。このブランドについても、ぜひそういう情報収集ですとか、いま一歩押しを強めていただければというふうに思います。

### ◎観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第37号小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案について何点か伺いたいと思います。

これにつきましても、改正の目的について御説明願えますか。

### ○（産業港湾）商業労政課長

議案第37号の条例改正の目的についてでありますけれども、小樽市観光物産プラザ、今は、指定管理になっておりますが、そこに利用料金制を導入するということが所要の改正を行うということが目的であります。

冒頭、提案説明でも説明をいたしました、現在、観光物産プラザにつきましては、市からの指定管理料と物販収入で施設管理を行っているところですが、ここ数年、物販収入が下がってきたということがありまして、その辺の収支均衡が保てなくなってきたところから見直しを行い、平成25年度から、3番庫、それから中庭の使用料金等を利用料金として指定管理者が収入とすることで、安定的な施設運営を図るということを目指した改正で

ございます。

○千葉委員

では、現在までの状況を少しお聞かせ願いたいのですが、過去 5 年間の使用料収入というのはどのように推移してきたのか、状況とあわせてお示し願いたいと思います。

○（産業港湾）商業労政課長

過去 5 年間の使用料収入の推移と使用の状況ということでございますが、平成 20 年度からの暖房料を除いた純粋な使用料でお答えしますけれども、20 年度につきましては使用料収入が 134 万 1,800 円、21 年度が使用料として 106 万 6,300 円、22 年度が 149 万 500 円、23 年度が 119 万 3,860 円、24 年度は現在の見込みでございますけれども 143 万 2,940 円ということです。

使用状況につきましては、件数でいきますと、20 年度で多目的ギャラリーが 95 件、中庭が 4 件、展示棚が 9 件、21 年度が多目的ギャラリーが 98 件、中庭が 4 件、展示棚が 5 件、22 年度が多目的ギャラリー 99 件、中庭 4 件、展示棚 5 件、23 年度が多目的ギャラリー 118 件、中庭 2 件、展示棚 5 件、24 年度が見込みですが、多目的ギャラリー 105 件、中庭 6 件、展示棚 5 件といったような数字の推移になってございます。

○千葉委員

件数的には気持ち伸びているか、変わらないかというような状況だと思いますが、この多目的ギャラリーですとか中庭の利用について、どのようなイベントなどが今まで開催されてきたのか、お示し願えますか。

○（産業港湾）商業労政課長

多目的ギャラリーと中庭のイベントでの使用ですけれども、主な利用としては、修学旅行の製作体験であったり、市内のダンスの練習で使われたりですとか、あと野球の関係の激励会ですとか、あと有名なところといいますか、御存じあるところでは潮まつりのうちわデザインコンテストの会場で使用したりですとか、雪あかりの路の冬のがらす市などでも使ったりですとか、いろいろさまざまなイベントであったり催しで使われている状況でございます。

○千葉委員

先ほど物販のお話もあったのですが、その販売商品についてですけれども、以前、開設当時には、結構、物販については利益があったと伺っております。把握されていれば現在の状況について、また商品の構成、種類などについてもお聞かせ願えますか。

○（産業港湾）商業労政課長

観光物産プラザでの物販についてでございますけれども、平成 2 年に観光物産プラザが開館しまして、当時は運河保存運動があって、運河散策路が整備されて、小樽市に観光客が大勢押し寄せてきた時期とぶつかっていたものですから、その当時は土産屋が周りにまだあまりなかった時期で、その開館当初からしばらくは本当に億単位で売上げがあったと聞いております。

現在は、観光都市、観光地小樽として知名度が上がって、堺町通りの土産屋もいろいろ増えてきたということもあります。また、駐車場がないところが一番大きいと思うのですが、年々減少傾向にありまして、ここ数年は当時の売上げの本当に何分の 1 にも落ちているような状況になっていると把握してございます。

商品構成につきましては、水産加工品ですとかお菓子、ラーメンなどの食品、ワイン、ビール、地酒などの飲料、ガラス工芸品や木彫り、陶芸などの工芸品で、大体 1,000 品目ぐらい取り扱っているというふう聞いてございます。

○千葉委員

これから、その物販に関してもきっとお力を入れるのかと思うのですが、顧客のニーズというか、そのような分析というのは実際されているのかどうかについてはいかがですか。

○（産業港湾）商業労政課長

顧客のニーズの分析ということですが、観光物産プラザで、平成 19 年度から P O S レジというものを導入

しておりました、商品ごと、あるいは商品のカテゴリーごとの売上げを簡単に集計できるようなシステムをとっておりますので、顧客ニーズのある商品、売れている商品などを優先で納入したり、あるいは納入業者からもいろいろ提案を受けて商品構成を選定しているというような状況で聞いております。

ただ一方で、公の施設として地場産品の普及促進を図るという意味合いもありまして、いわゆる民間企業がやられている観光土産品を売って、ただ売上げを上げれば良いという施設ではないという側面もありますので、顧客ニーズの分析というものも必要になってきますけれども、例えば市内の業者が新しい商品をつくった場合に試験販売をするアンテナショップ的な役割ですとか、あるいは小樽市の地場産品だけではなくて、後志の商品も紹介するという役割も担っておりますので、時期によっては赤井川村の 3 色のアスパラですとか、最近人気のあるピュアホワイトという白いトウモロコシですとか、あるいは仁木町のサクランボみみたいな、小樽や後志の旬の食材を顧客に PR するような役割も担ってございますので、なかなか難しいのですけれども、売上げもある程度伸ばしながら、そういった小樽や後志の地場企業の地場産品の PR も、売上げにかかわらず行っていかなければならないと、そういったことが必要になってくるのかと考えております。

#### ○千葉委員

たまに観光物産プラザに行きますけれども、商品の陳列の方法ですとか、建物自体が古いというか、そういう印象を与えるものなので、結構工夫が必要だと思うのです。のぞくと、商品がすかすかのところがあったり、少し古く感じてしまうところもあったり、私としては、何か購買力が高まらないようなイメージが少しありますので、これから工夫もしていただきたいので、そういうふうに伝えていただきたいというふうに思っているのですけれども、今回、条例改正するということで、今まで以上に指定管理者の役割というのは非常に求められるところであります。指定管理者として、観光物産プラザ全体の利用客の増加についてこのようにやっていくですとか、その物販に対してもこのように努力していくとか、そのような取組について、もし聞いているところがあればお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（産業港湾）商業労政課長

条例改正をきっかけに、指定管理者の今後の創意工夫の部分のお話ですけれども、まず利用料金制ということになりますので、あそこの 3 番庫、それから中庭の利用につきましては、これまでは市の収入で全部入ってきたものが指定管理者の収入になりますので、当然、3 番庫や中庭をより多くの市民の方に御利用いただくということで周知活動の強化に取り組んでいくというふうに聞いておりますし、運河プラザ全体の利用客という話になりますと、あそこは物を買いに来る方だけではなくて、観光客が集まってきたりする場所でもございますので、観光拠点ということで考えますと、これは指定管理者という側面もありますし、もともと観光協会の本来業務という考え方もありますけれども、行政、民間と一体になった観光客の誘致というものは取り組んでいただきたいというふうに考えておりますし、取り組むものと聞いてございます。

#### ○千葉委員

今言われたように、観光プラザは観光客の皆様もいらっしゃるということで、地場産品の普及促進になる場であると思います。また、公の施設としては、市民の方々に利用される施設であってほしいというふうに思いますので、目的に沿った利用がされるよう念願をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ◎C I Qの体制と今後の強化について

次に、第 3 号ふ頭について、先ほど北野委員からもいろいろ細かく質問がありましたが、私も 1 点、C I Q の件について伺いたいと思うのですけれども、第 3 号ふ頭がこれからどんどん前倒して整備をされていく中で、やはり一番気になるのは、海外から訪れた観光客が、いかに市内、またそれに波及して後志管内等々に出てきていただけるのか、滞在時間を何とか長くしていただきたいということで、この C I Q に対する入国審査等々の時間短縮をぜひ早急に進めていただきたいというふうに思っています。

実際、今まで入港した外国クルーズの観光客が、入港していざおりのときの審査時間というのは、大体どのぐらいかかっているかということはあるのか、もしわかればお聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）港湾室主幹

私が聞いている範囲では、長くて大体 2 時間程度かかっているというふう聞いてございます。

○千葉委員

逆にまた、入港したクルーズ客船は、大体その日のうちに帰港することが多いと思うのですが、その滞在している時間というのは、大体どのぐらいの船が多いのでしょうか。

○（産業港湾）港湾室主幹

平成 24 年の入港状況などを見ますと、朝、大体 6 時、7 時ぐらいに入港し、夕方 5 時、6 時ぐらいには帰港するというパターンが多いです。

○千葉委員

そうすると、出るまでに大体 2 時間かかるので、七、八時間ぐらいはいられるということなのですね。

この 2 時間が短縮されれば、さらにそれから先に足が延ばせるということで、ぜひ御努力をお願いしたいと思いますけれども、今、そのような取組に対してはお考えがあるのか、こういうことを取り組んでいるということをお示し願いたいと思います。

○（産業港湾）管理課長

現在の C I Q の体制と今後の強化ということでの御質問かと思っております。

現在、C、いわゆる税関につきましては函館税関小樽税関支署、それから I につきましては札幌入国管理局小樽港出張所、Q については小樽検疫所と打合せ、また情報交換をしているところでございます。

検疫につきましては、ある程度手続時間が短いということで、現在のままで進むというように聞いております。小樽税関支署につきましては、現在のところ、現有の職員数で対応しているところですが、今後、大型船で旅客数が多くなれば、全道からの応援体制が必要になってくると聞いております。札幌入国管理局小樽港出張所でございますけれども、現在でも乗船客数、また外国人の数などによりまして、全道・全国からの職員の応援体制をとっておりまして、今後も支障にならないように体制をとっていきたいというふう聞いております。

また、小樽市といたしましては、昨年 11 月に環日本海クルーズ推進協議会の活動の中で、富山県の石井知事、京都府の舞鶴市職員とともに中松市長が法務省を訪ねまして、直接、当時の滝法務大臣に、外国からのクルーズ客船の入国の手続がスムーズに進むように審査官の増員などを要望しているところでございます。

いずれにしても、客船の情報、入港日ですとか、船型、乗船人数など、日ごろから C I Q 関係の機関とも情報交換など連携を図りながら、港湾管理者としても円滑化するように取り組んでまいりたいと考えております。

○千葉委員

日本全国、この件に対していろいろと悩んでいるところもあるようですが、長崎県では、県の職員でありますけれども、入国管理局で研修を受けた職員が入国の手続に係る業務の補助を、全国に先駆けて行っているそうです。それによって、乗客を待たせない体制づくりに取り組んでいるということを見ました。

それで、実際に市の職員がそういうことの研修を受けて業務にかかわることはできるのかどうかについてはいかがですか。

○（産業港湾）管理課長

現在、入国管理局小樽港出張所と話をしております。その中で、市職員の協力まではまだ要請をされていない状況でございます。そのような話があった場合には検討しなければいけないとは思いますが、現在のところは、入国管理局からは内部の派遣の中で対応できると聞いておりますので、現在のところは考えておりません。

○千葉委員

どちらにしましても、早急にこの時間短縮に向けては、よろしくお願ひしたいと思います。

◎既存企業に対する支援策について

最後に既存企業に対する支援策について、何点か伺いたいと思います。

新年度予算について、いろいろな販路拡大の支援事業ですとか、製造業の方々の支援事業というのがあります。既存企業から期待がある一方で、昨年第 4 回定例会でも質問した後に大きな企業が倒産をしているということがありまして、結構暗いニュースがあったというふうに感じています。改めて市内企業の倒産件数、負債総額など、わかれば現在までの数値をお示し願ひしたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

我々が把握している倒産件数、今年度で言いますと、把握しているのは負債総額1,000万円以上の場合となりまして、現在までで、合計で14件、88億5,500万円となっております。最近、倒産のニュースが多いので増えていると感じましたけれども、平成22年度、23年度も年度で言えば15件なので、同程度の規模、件数で言えば同じぐらいかと思っています。

○千葉委員

負債総額が大きいところが倒産したので、少し増えているというふうに感じております。

今回、倒産した会社に関連する企業の方々のお話を伺うと、震災を受けて、防災・減災等々の政策が出た中で、年末は結構期待が高まって、その関連会社の社長も従業員に対して、来年はよくなるというお話もしていたということを伺っています。そういった中での倒産ということで、結構驚きの声もありました。

これ実際に小樽市に与える影響について、経済面や雇用の面からどのように捉えているのか、お聞かせ願ひたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

その会社は、結果として破産開始が決定されたところでありまして、創業年も古い企業でございましたので、我々としても倒産の情報というのは大変驚いたところでもございました。

経済とか雇用の観点で与える影響という御質問でありますけれども、数年前にその社長にお聞きした話の中では、販売先のシェアの6割ほどが市外になっていたということもございました。このたびの倒産から破産開始の決定に際して私どもが把握している情報の中では、従業員が32名で、負債総額が39億円であったということでございます。このうち従業員については、16人が小樽市民であり、負債で言えば、金融機関を除いて100万円以上の債権では約90の企業がありましたけれども、うち12社が市内の企業でありました。割合が少ないとはいえ、100万円未満の把握していない企業もございますので、それなりの相応の影響があるものと考えております。

○千葉委員

先ほど北野委員から中小企業金融円滑化法のお話もありましたけれども、企業の倒産もいろいろな要因はあると思います。ただ、今回の年末に倒産した会社は、金融円滑化法を使っている中での倒産ということもお伺いをしておりまして、非常に今回、同法を再延長しないということが決まっている中で、これから資金ショートする企業が出てくるのではないかと私自身は懸念を抱いております。

北海道では、この法律の期限の到来で、金融と経営の一体的な取組の推進をし、中小企業の経営力強化を図るため、経営力強化貸付を創設しているという状況があります。

先ほど北野委員の御質問の中で、この融資制度の利用は延べで69件、4億4,150万円というふうに数値を伺ったのですけれども、小樽市のこの融資制度、平成22年度、23年度の取扱件数、残高の動向についてお示し願ひます。

○（産業港湾）産業振興課長

市の融資制度の残高の動向であります。22年度は478件で38億7,600万円、23年度は516件で41億2,300万円、24年

度、12月末までの集計ですが、565件42億7,600万円となっております。

○千葉委員

数値的には若干延びているかなという数字として受け止めました。この中身についてなのですが、この3年間、新規の貸付けの状況についてお伺いしたいのですけれども、小樽市では、マルタル資金、経営安定短期特別資金、設備総合資金ということで、融資制度がありますが、それぞれどのように推移しているか、数値についてお示し願います。

○（産業港湾）産業振興課長

市の融資制度の新規の貸付けの状況でございますが、マルタル資金は、平成22年度195件15億9,500万円、23年度226件18億5,100万円、24年度12月末までの集計では201件15億5,100万円、経営安定短期特別資金では、22年度127件8億5,600万円、23年度121件7億5,600万円、24年度12月までで73件4億8,600万円、設備総合資金では、22年度7件1億9,100万円、23年度4件1億8,500万円、24年度12月までで1件300万円となっております。

新規の合計では、22年度329件26億4,300万円、23年度351件27億9,200万円、24年度12月までで275件20億4,000万円となっております。24年度は途中経過ではございますけれども、新規で言いますと、おおむね横ばいというところで判断しております。

○千葉委員

この新規という考え方なのですから、先ほど平成22年度478件とおっしゃったと思うのですが、そのうち新規が、22年度合計を出すと結構な割合になります。この場合の新規というのは、借換えうんぬんではなくて、純新規という考え方でよろしいのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

平成22年度で言えば478件で、新規の合計で言えば329件、かなりのウエートを占めてございます。

我々が新規というのは、借換えも含めて新たにというか、申請としては新たにしていますので、借換えも全く新しいものも含めて新規ということで統計をとっております。

○千葉委員

この数字だけでどう判断するのかという話なのですから、今おっしゃったように、ほとんどが借換えかなという印象がありまして、実際に融資を受けたくても受けられないぐらい経営状況が悪い企業、事業者の方が非常に多いというふうに感じております。

先ほど、北海道が新たに、経営力強化貸付制度の創設をしたというお話も伺いましたけれども、市単独での融資制度の創設についてお考えを伺います。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、我々が資金需要の状況として押さえているところでは、北野委員にも答弁いたしましたけれども、金融機関の懇談なり、我々が訪問した中では、市内の金融機関での資金の貸出しの状況というのは減少傾向ということで聞いておりますし、北海道財務局小樽出張所が取りまとめておりますしりべし経済レポートの中での後志管内の法人向けの貸出金の推移というのは、ここ2年ほど減少している状況であります。

それから、その経営状況がよろしくないという意味で言えば、企業の売上げの減少だと思えますけれども、それに対応する制度や融資としては、市で行っているセーフティーネット保証の認定件数や、道のセーフティーネットの貸付けに表れてくるというふうに思っておりますが、その実績自体も減少傾向にあります。そういった中において、市の融資制度について、先ほどお答えしたように、顕著に推移しているところございまして、企業にとっては利率も低く、借りやすい融資として認知されているのではないかと考えているところです。

円滑化法の期限を迎えるに際して、昨年末も、道と同じような形なのですが、札幌市で新たに、経営力強化支援資金というのを創設したところございまして、その際に我々としても当然、どう動くかということを考えていた

ところなのですけれども、道に連絡をしたところ、札幌市が創設したときには、既に道としても同じようなことを考えていると、既に実施に向けて具体的に動いているのだということもございまして、結果として道の経営力強化貸付は、2月15日からの取り扱いということになりましたけれども、当然、道の資金は市内の企業も利用できるといってございまして、市内の資金需要の動向だとか、本市の融資制度も勘案して、今回、我々としては単独の融資制度の創設というのは必要ないという判断をしたところでございます。

○千葉委員

先ほど御答弁いただいた北野委員の御質問のとおり、そういうふうに早急に動いていただきたいと思うのですが、一番懸念しているのは、前回の当委員会でも、本当に資金繰り等々の相談窓口などを商工会議所で担っていただいているということでの内容の御答弁だったかなというふうに思っています。

今年度、商工会議所の窓口で、実際に利用した方々の相談内容ですとか件数など把握されていればお聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

商工会議所の集計として、年度が終わってから最終的に集計しているということで、随時その月々では集計されていないということで現状はわかりませんが、平成23年度で言いますと、窓口での相談件数は605件となっております。年次で言えば、若干減少傾向というところでございます。

○千葉委員

相談内容は聞いていないのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

商工会議所の分類として、経営一般というくりにしておきましたけれども、それと金融関係の相談内容がかなりのウエートを占めております。次に税務や、労働に関することが多くなっていると聞いております。

○千葉委員

金融機関は金融機関の役割があって、商工会議所は商工会議所のほうで役割を担っていただいているのですけれども、会議所のそういう相談窓口を使える方というのは、商工会議所の会員の方々なのかなというふうに思っております。実際、市内企業の何割程度の方が会員となっておりますのかについてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

商工会議所の総会資料によりまして、昨年度、平成24年3月末の会員数というのが1,716となっております。市内の企業数として、一番新しい統計物としては、21年に行われた経済センサスの調査ということになるかと思っておりますけれども、その集計では、事業所総数で言えば6,765となっております。分母と分子の年次が違いますけれども、それで割り返せば約25パーセントとなります。

○千葉委員

御相談が多く、非常に懸念をしていることは、金融機関でも断られ、商工会議所の会員でない場合、どこに相談すればいいのかわからないという方が多くいらっしゃいます。そのことを口に出せる方はいいのですが、それも出せずに結局は相談できない、相談窓口も知らない、相談の制度も知らないまま悪いほうへ悪いほうへ向かっていく企業、事業者の方も多いうふうに思っております。そういうところでどのような手だてが行政として取組ができるのかということについて、私自身、非常に危惧をしているところです。その辺について最後お聞きをして、終わりたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

商工会議所も今回の金融円滑化法の期限を迎えるということで、全道一円そうですが、臨時の相談窓口を開設したということもございまして、決して商工会議所が、その相談機能の利用を会員でなければだめだという前提ではないのですけれども、委員がおっしゃるように、会員以外の方もフリーで利用できることについての認知度合がどこ

までであるのかというのも自信を持ってないところもございますので、我々としましては、当然、商工会議所との懇談の場を数多く持っていますので、そういった中での意見交換もしながら、市の施策の説明会を年度で 1 回、行っていますけれども、そういった中でも商工会議所の相談機能という部分、商工会議所は商工会議所で会議所法とか、今、メールマガジンなど出していますけれども、どこまで広く周知できるかというのを相談しながら、機会を捉えて PR していければというふうに思っております。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

#### ○佐々木（秩）委員

##### ◎稲穂 1 丁目再開発施設の再生について

一つ目は、稲穂 1 丁目再開発施設について、私からも伺わせていただきます。

先ほど報告の中で、施設を取得した企業である、株式会社日本レーベン、それから株式会社メディカルシステムネットワークについての事業内容等について御説明をいただきました。一つだけ質問したいのですが、今までの 4 年間、いろいろな努力はされたにもかかわらず全く進展がないまま売れないできました。それが今回、日本レーベンが取得に成功した一番の要因はどの辺にあるのか、この企業の特徴というか、その辺についてはいかがでしょうか。

#### ○産業港湾部副参事

このたびのメディカルシステムネットワークの 100 パーセント子会社である日本レーベンが取得した経緯ということですが、この間いろいろな動きがございました。グランドホテルを中国系の資本が取得に動いたという話もありまして、そういった動きを小樽出身の日本レーベンの社長が、小樽のまちの中心部を外国の資本にとられていいのかという思いが非常にあったということ聞いております。もちろん、東証一部上場企業ですから、株主に対する責任というものもございますから、そのメディカルシステムネットワークとしての高齢化社会を迎えた中での事業展開というものも当然ございますが、小樽出身の 3 名の方が代表を務める企業があって、そこが取得に動いてくれたというのが直接的な成功の要因の一つとっております。

#### ○佐々木（秩）委員

新聞の報道などを見ましても、その思いが大きいということもありましたということですが、今おっしゃられたように、株主に対する責任もあり、あくまでも事業をされるわけですから、それなりの将来性や展望を持つてのことだとは思いますが、ここで質問をしたいのですが、話の筋の中で一応確認のために、所管は違うのですが、サ高住、サービス付き高齢者向け住宅の内容というか、中身について説明をお願いします。

#### ○（産業港湾）三船主幹

サービス付き高齢者向け住宅とはどのようなものかといいますと、簡単な概略ですけれども、まず根拠法令につきましては、高齢者の居住の安定確保に関する法律という法律があり、これが平成 23 年に全面的に改正されました。これまで高齢者向け住宅につきまして三つの類型があったそうです。それを 23 年 10 月からサービス付き高齢者向け住宅に一本化したということです。このサービス付き高齢者向け住宅につきましては、住宅の設計や構造に関する基準、それから入居者へのサービスに関する基準、それから契約内容に関する基準について、それぞれ一定の要件が厳格に定められているということで、その上で都道府県に登録をされなければいけない住宅であると伺っております。

#### ○佐々木（秩）委員

私も調べさせていただきましたが、建設時に、業者に対する優遇措置などもあると伺っていますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）三船主幹

サービス付き高齢者向け住宅についての優遇制度とございますか、これは補助金という形で建設する方に支給されるということでございます。

定額の補助制度ということではないということで、1戸当たり100万円が上限だということで聞いておりまして、新築の場合で申し上げますと、住宅の整備に要する費用の10分の1以内の額と、1戸当たり、今申し上げた100万円という額を比べまして低いほうの額が補助の対象となると聞いております。

○佐々木（秩）委員

建設するほうにも、そういうので補助金があるということで、やはり記事やなんかを見ましても、全道的にも、全国的にもこういうのが非常に増えているということだと思います。

入られる方は60歳以上という年齢の制限があるというふうに聞いておりますけれども、入居時の費用が一般的にどれぐらいかかるのかお聞かせください。

○（産業港湾）三船主幹

一般的に入居時の費用というお尋ねでございますけれども、先ほど三つの基準があるということでお話をいたしました。

1点目で、住宅の設計や構造に関する基準ということで、広さが25平方メートル以上であることと決められている、今の25平方メートルというのは、入居される方が専用で使える部分の面積ですけれども、その部分に台所、水洗トイレ、収納設備、洗面設備、浴室、これらを備えていなければいけないということで、設備にそこそこお金がかかる住宅だろうということなのですけれども、こちらに入居するときに、事業者が受領できる金銭というの、実は法律の中で決められております。敷金、家賃、サービスの対価、必要に応じて受ける介護等のサービスの対価のみということで、権利金等の受け取りは不可ということになっております。こういった基準はあるのですけれども、一例といたしましては、日本レーベンで現在、札幌市北区でウイステリアN17というところを経営しているということで報告申し上げておりますが、そちらを例にということになりますけれども、家賃で月払いの場合と、それから全額を前払いするというような違いはありますけれども、わかりやすい月払いで申し上げます。ウイステリアN17は非常に面積も広い、なおかつ北17条西3丁目ということで地下鉄からも徒歩1分という札幌の都心部に隣接した文教地区に立地していますので、家賃で22万円から29万円、30万円前後というような設定になっていると。そのほか管理費、食費というものが別にかかるという部分について事業者側から、一例ですけれども、お話をいただいております。

○佐々木（秩）委員

それ以外に、サービス付きですから、介護等のサービスが提供されるということで、その費用はその中に含まれていると書かれていますか。

○産業港湾部副参事

まだ事業者から具体的な計画が示されておりませんし、ウイステリアN17はかなり高級仕様であります。今、主幹が申し上げた内容にはならないということで事業者から聞いておりますので、また具体的な計画が明らかになった段階でお示しできるかと思っております。

○佐々木（秩）委員

概略的にサ高住というのがどういうものかというのがわかりました。その上で、今もお話がありましたが、まだ具体的な計画が示されていないということですが、取得当初、企業の方が市長に会われて、跡地再生の構想をお話されていたと伺っています。その内容について、もう一度話していただければと思います。

○（産業港湾）三船主幹

冒頭の報告の中でも触れさせていただいていますが、もう少し詳しく申し上げますと、このメディカルシステム

ネットワークの企業グループの理念というものがあまして、「良質な医療インフラの構築を通じて地域住民の QOL (Quality Of Life) 向上に貢献すること」となっておりまして、その理念の下で、都市中心部への居住誘導によるまちの活性化というものをまずは掲げる、そして医療と福祉が一体となったまちづくりを実現していきたいというような形で聞いております。

**○佐々木 (秩) 委員**

今の答弁以外で、その後、具体的な話についての業者との接触や意見交換は、今のところないということでしょうか。

**○(産業港湾) 三船主幹**

具体的な計画についてのお話というのは、まだ事業者でも立てていないということで、伺ってはおりません。

しかしながら、先ほど申し上げましたけれども、市の中の関係するであろう部署、福祉部、医療保険部等に御挨拶という形で、そういった設定などをさせていただいたり、また市の部分だけではなくて、周辺の商店街ですとか、地域住民の方とのやりとりという部分につきましても、今まで商店街の役員などとは数回にわたって御挨拶等の機会はあったということなのですけれども、そのほかのもっと広い対象、商店街の会員の方ですとか、そういった部分に対しては、これからそういった機会がたくさん設けられると思いますが、直近で申しますと、明日、意見交換会が開かれると聞いております。

**○佐々木 (秩) 委員**

次に聞こうと思っていたのがそこなのですけれども、やはり地元の商店街の皆さんとの関係というのは非常に大事になってくるのだらうと思うのですが、もともと商店街にいらっしゃる方の中には、やはり商店街としてのこだわりというものをもち、今までとは全く違うものが入ってくるということを心配される声もあると伺っています。商店街の皆さんのそういう心配の声みたいなものは、市に届いているのでしょうか。

**○産業港湾部副参事**

商店街の役員とは、この事業者が取得する前にも何度かお話をいただいております。ただ、その時点では、まちのうわさとして、いわゆる老人ホーム、寝たきりの高齢者が集まるのではないかと、それだけの施設だと商店街としてはやはり寂しいということも言っておりました。

ただ、今回のメディカルシステムネットワークが計画している施設は、そういうものではなく、介護が必要でない方も含めて居住していただいて、逆にまちのにぎわいづくりにはもう大変効果的な事業だと思っておりますし、その辺の話を商店街にしましたところ、商店街としても安心していうふう聞いております。

今後、医療施設の計画等も進んでいくと思いますので、全体像が見えてくれば、やはりその商店街や周辺の地域にとっても大変効果的な事業になっていくというふうに期待はしております。

**○佐々木 (秩) 委員**

そのように話がスムーズに進んでいくということであれば、本当に心配することはないというふうに思いますが、私たち民主党・市民連合でも、昨年、自民党も一緒にしたけれども、高松市の丸亀町商店街の視察に行っていました。丸亀町商店街の場合は、商店街の皆さんの中から声が上がって、そこを再開発しようという形で始まり、内容としては、具体的に 1、2 階スペースを居住者が買物に来られる店舗、その上に医療関係や、さらに高齢者の方が居住するというような形で見立てていくということで、そうすることで商店街にとっては店舗で売上げが増える、それから住民は安心して、便利に暮らせる、さらに市は人口が増えることによって税収が確保できると、関係者全てが利益を受けるという、そういうシステムをつくり上げていました。

今、その出だしは違っても、ここで結果的に同じようなシステムのまちづくりというか、商店街づくりができるきっかけになるというふうに考えますし、その可能性があると思うのです。ですから、そんなことは考えていないとは思いますが、今まで懸案の場所が売れた、そこにビルが建ってそういうものができる、それでまあよ

かったねと、埋まったからまずよかったということでおしまいということになってしまうと、そういう可能性というのはなくなるわけですね。

ですから、これを基点にしてしっかりとまちづくり、ここでまちづくりというと、また所管が違ってくるのかも知れませんが、商店街活性化という意味で捉えても、やはりこういうかかわりの中でやっていくということが大事だと思うのですよ。

そこで、その意味に立つと、成田議員がこのことについて代表質問をしたときの御答弁の中に、コンパクトシティという考え方、それから高齢者のまちなか居住ということについても御答弁がありました。そういうところを何とか生かしていくというためにも、市が今後、この件にどのようにかかわっていかれるおつもりなのかと、先ほどから支援と協力というのはありましたけれども、もう少し積極的な形でかかわっていきべきだと思うのですが、その辺についてのお考えをお聞かせください。

#### ○産業港湾部副参事

本会議でも市長から答弁した内容ですけれども、まず一つには、まちづくりの基本的な考え方として、人口減少、そして少子高齢化時代の中で、郊外を開発していくというのはもうあり得ないと思っております。ですから、全国の自治体の中で中心部ににぎわいをつくる、いわゆるコンパクトなまちづくり、こういう考え方が基本となってくると思っております。

小樽市におきましても、高齢化率の高まりですとか人口減少はもとより、そうした中で中心市街地のにぎわいづくり、今回のメディカルシステムネットワークの計画につきましては、まさに高齢化率の高い小樽市におきまして、高齢者のまちなか居住、そしてにぎわいづくり、またこの一帯は交流人口、つまり観光客、市民が集い、触れ合うゾーンでもありますので、そういったところからのにぎわいづくりにも寄与するものと思っております。

また、市のかかわり方といたしましては、まず事業計画が示された段階で、市への協力ですとかそういったことも具体化になると思います。また、商店街におきましても、隣の花園銀座商店街が10年ぶりに新たな計画づくりを進めようとしております。ちょうど10年前、産業港湾部長と私が担当で、その商店街に入っているいろいろなお手伝いをした経緯もございますが、朝に弱い店主たちが朝早くから会議をやるということは本当に10年ぶりでありまして、それだけ近隣の商店街が今回の計画に大変期待をしているという表れだと思っております。市といたしまして、そういった周りの環境、商店街にはもとより入っていきますし、具体的な事業計画が見えた段階で、そして具体的な要望が出た段階で、支援ですとか協力についてさらに突っ込んだ対応をしてみたいと、このように考えております。

#### ○佐々木（秩）委員

本当にそういう立場でお考えを持っていただいて活性化を進めていただきたいと思うのですけれども、先ほどから話が出ておられたように、地元商店街の方々と日本レーベンとが、これからも良好な関係の中で話が進んでいけばいいのですが、いろいろと利害関係や何か絡んでくれば難しい部分も出てくると思うのです。そういうときに大事なものは、コーディネーターの役を果たす人が必要と考えます。それを果たすべきなのが市であるというふうに思いますし、まちづくりという観点では、その業者や商店街だけでなく、市の一定のポリシーというか、まちづくりの観点を持った影響力をきちんと維持しておく必要があると思います。影響力を持つべきであるということについては、いかがお考えでしょうか。

#### ○産業港湾部副参事

まず、今回の案件がこれだけ長引いたのも、開発当時の地権者が複数にわたっていて、その中には創業者もいました。そういった利害調整をこの会社が一手に引き受けてやってこられたわけです。そうしたことから、地元への協力ということがきちんとやっていただけるものと思っております。

ただ、民間事業者なので、当然、自社の計画というものが基本になってくると思います。ただ私どもとしまして

は、行政はつなぎ役だと思っておりますから、もちろん商店街の意見を聞き、事業者の計画も十分検討した上で、きちんと要望も受けて、またお話しすることはお話ししていきたいと、このように考えております。

○佐々木（秩）委員

◎第 3 号ふ頭31号上屋について

第 3 号ふ頭31号上屋についてです。

先ほど、第 3 号ふ頭の周辺再開発ワークショップからの提言についての御説明等がありましたし、説明会も開いていただきました。特にCGの画面で見せていただいた図で、説明が非常にわかりやすく、話が違いますが、3DCGなどを使われて説明をされるというようなやり方は、今後も市民などにも説明するときには非常に有効な手だてだと思いますので、費用もかかるのですが、これ以外の場面でもぜひ使っていただきたいということを最初に要望させていただきたいと思います。

それで、この提言書について、提言ですから、全てをどうこうということではきつくないのかもしれませんが、この後これを生かしてということではあると思うのですが、提言書を見せていただいた中で、6 ページ、7 ページに、要は31号上屋のある、Aゾーンの扱いについて2案が出されているという状況にあります。提言書ではどうなのかわかりませんが、要はこの31号上屋をどうするかというのがこの2案に分かれたところだと思うのですが、この概要というのですか、歴史から施設の使用状況だとか、そういうことについてどういうものなのか、説明をしてください。

○（産業港湾）事業課長

まず、31号上屋の概要でございますけれども、この31号上屋につきましては、昭和33年に竣工してまして、構造的には鉄筋コンクリートの2階建てとなっております。建築面積につきましては約2,780平方メートル、このぐらいの面積になってございます。それで、現在、この上屋で取り扱われている貨物でございますけれども、貨物につきましては大豆、それからMA米、それと飼料の副原料等が取り扱われています。現在の使用者ですけれども、使用者につきましては、小樽開発埠頭株式会社に借りていただいて、この上屋を使っております。

○佐々木（秩）委員

これは、そうしたら市の建物ということですね。それを貸しているということですか。

○（産業港湾）事業課長

この上屋につきましては、2階建てになってまして、所有者については、市と小樽開発埠頭株式会社と2社の所有になっています。

1階部分が市の公共上屋で、2階部分が小樽開発埠頭の所有になってございます。

○佐々木（秩）委員

ワークショップの中で、この建物を残すとした理由、それから撤去するとしたそれぞれの理由を詳しく説明していただきたいのと、それぞれメリット・デメリットがきっとあると思うのです。その辺についても説明いただけますでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

まず、この31号上屋を残す、残さないの議論の内容でございますけれども、5 ページにも簡単に記載させていただいておりますが、まず残すべきと言われた委員の意見としましては、この上屋自体が、外観上なのですが、港湾遺産的な、そういったシンボリックな建物であるという意見がございまして、恐らく昔から小樽港を見られていて、この建物に対してそれなりに港の施設なのだという、そういった思い入れもあったかと思うのですが、そういったことでなるべくこういったものを保存した中で再開発を進めたいのではないかとというのが残す側の意見でございました。それに対しまして、残さなくてもいいという委員の意見としましては、やはり昨今の建物に対する安全・安心という議論もあります。既に建築してから50年たっているということもございまして、これを例えば

商業施設として利用転換を図るとした場合には、それ相応の耐震化ですとか費用がかかるということでございます。

それともう一つは、この上屋が建っている場所なのですけれども、通常、船が着くところというのは、岸壁であります。その岸壁から平らな荷さばきをするエリアがあり、我々がエプロンと言っている施設になりますけれども、この上屋については岸壁から大体10メートルぐらいのところに位置してありまして、エプロンが狭い状態になります。クルーズ客船を迎え入れるときに、岸壁でいろいろな関連行事ですとか、またバスの駐車ですとかとなるのですが、どうしてもこの上屋が残っている関係でこういう岸壁上のオペレーションがなかなか不便になるのではないかと、せっかく再開発をしてもこういった問題が残るのではないかということもありまして、あえて残す必要がないというのが反対といいたまいますか、残さなくてもいいという委員の御意見でございました。

このメリットとデメリットになりますが、まず31号上屋を残すメリットにつきましては、もとよりこの再開発というのは、このエリアの中にぎわいを創出していくというのが一番のテーマであったわけなのですが、こういった31号上屋に、例えば民間のプラント等が入っていただければ、それでまたにぎわいづくりになるのではないかと、ということがまずメリットとして考えられておりました。それに対しましてデメリットですが、先ほども説明させていただきましたが、クルーズ客船を着けたときの歓送迎など、いろいろな行事で不便になるということと、全体のレイアウト上でもいろんな制約が出てくるということがデメリットになるのではないかというふうに考えてございます。

#### ○佐々木（秩）委員

31号上屋を残すか残さないかで、この配置図1と2を見せていただきましたけれども、これがあるないのほかに何か計画的に変わる部分はありますか。

#### ○（産業港湾）事業課長

基本的には、このAゾーンに導入する機能につきましては、この1案も2案も変わっておりません。ただ、若干違うのは、1案では、下側の岸壁、14番、13番側になりますが、こちらにも簡易な緊急上屋というものも設けていますが、これを残す場合はこの上屋を兼用したらどうかということで若干機能といいたまいますか、施設の内容が変わりますけれども、それ以外はほとんど内容等については変わっておりません。

#### ○佐々木（秩）委員

結局、31号上屋があるかないかについては、この建物の価値、上屋の価値をどのように押さえるかということが分かれるところなのかと思うのですけれども、市としてこの上屋の価値をどのように押さえているのか。先ほどありました、要は老朽化、その老朽化に伴う耐震・耐久性の問題、そのほかにも歴史的、ましては港湾遺産ですか、産業遺産的なそういうところの価値をどのように押さえるのかということですが、その辺については、市の考えはいかがでしょうか。

#### ○（産業港湾）事業課長

この31号上屋に関する市としての考え方といいたまいますか、この価値についての考え方の御質問ですけれども、基本的にまず私どもとしては、まず機能上からいきますと、もう築54年たっているということもございまして、正直これを再利用していくことについては非常に難しいのではないかというふうに考えてございます。

あと、委員の方々からも出ていました港湾遺産的な価値ですけれども、これにつきましても、これは本当に主観的な部分になるものですから何とも言えない部分もあるのですが、今議論になっているのは第3号ふ頭ですけれども、例えば港町ふ頭にも似たようなアーチづくりの2階建ての上屋がございまして。こういったことから考えますと、特に港湾施設として特異的価値があるというのなかなか、そのように考えるのも難しいというふうに思っております。

#### ○産業港湾部長

市で、歴史的建造物に関する条例があり、それで指定建造物というのは71棟あるのです。これは、一番初め、昭

和58年の小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例というのがありまして、そこから派生して、平成4年に小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例に引き継がれて現在に至っていると。そのときから、市長の附属機関として景観審議会というのがずっとあるわけです。その中の委員に、この前、電話で聞いてみたのです。昭和58年の条例ができたときに、ほとんどが戦前の建物しか指定されていないけれども、その理由は何ですかと聞いたのですが、その当時は、昭和25年以前のもを対象を選び出しましょうという話になった。それで、埠頭地区の建物は一つも触らなかったというのです。話としては、小樽市に、例えば国の重要文化財、日本郵船株式会社小樽支店と旧手宮鉄道施設があります。国宝はありません。そういうものというのは、有形文化財の中から重要だということで国が指定するという仕掛けなのですけれども、平成8年に文化財保護法が変わりまして、国で登録有形文化財というものを登録することになったのです。小樽市も、登録有形文化財として、旧青山家別邸と、JR小樽駅の本屋とプラットホーム、これが登録されていると。そのときに文化庁から告示が出まして、おおむね50年を経過した有形文化財のうちから、三つの条件のうちの一つを満たせばということで登録有形文化財に考えていくと。その一つが、国土の歴史的景観維持のために必要だというのが一つ、それから造形の規範になっている建物だというのが一つなのです。全ての建造物の造形の規範になる建物だという考え方が一つなのです。三つ目が、再現することが不可能だという建物だという話なのです。果たしてそれに当たるかどうかなののですけれども、担当していますのがまちづくり推進課ですので、そちらのほうに31号上屋の必要性といえますか、歴史的価値というのを年度が明けましたら、実際に聞いてみたいと思っています。

#### ○佐々木（秩）委員

丁寧な説明をありがとうございます。

（「頼まれないのに答弁しちゃった」と呼ぶ者あり）

そこを聞いたかったのです。答弁の中にもあったように、その価値については疑問だということもあれば、それからまた詳しく調べて確認しなければならないというお話もありました。壊してしまったらおしまい、もう再現することは不可能なので、やはり壊す前に念のために専門家の手、特に構造的なものもあるでしょうし、それから今、話のありました、歴史的若しくは遺産的な価値があるのかどうかというのを判断できる専門家を交えて話を聞くだけでなく、きちんとした調査をする必要があると。その上でどうしようもなかったら、それは最終的に壊さざるを得ないのかなというふうにも思いますけれども、そういう調査を行うという必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。

#### ○（産業港湾）事業課長

この老朽化調査の関係でございますけれども、まず基本的に私どもが、これから再開発計画をまとめていく形になります。今、部長からも答弁がございましたが、その中で、まちづくりのことを聞いて、この31号上屋の可否については、改めてアドバイスをいただいた中で考えていかなければならないと思っています。

いずれにしても、先ほど来、この再開発の進め方の中で説明させていただきましたが、31号上屋に手をかけるのは、時系列的なものです、やはり大分先になるかというような考えであります。そんな中において、今、早急に調査を行っても、例えば今行ってオーケーでも、例えばその着手が10年先、20年先であれば、また調査しなければならないということもございます。ということで、近々に調査する考えは、私どもは今、持っていません。ただ、再開発計画の中で、この31号上屋の扱いについては、まずは一定程度整理しなければならないと思っていますが、一つの考え方として、例えばこの31号上屋を残す若しくは残さないという部分について将来的に保留するというか、保留できるようなレイアウトの仕方も一つあるのかとも思っております。

いずれにしても、この31号上屋というのは、市が公共で所有し、公共で管理するというよりは、あくまでもテナントが入ってにぎわいづくりをするという形になりますので、民間資本の導入もある程度当て込んだ中で使い方が一番いいと思っておりますけれども、そういう意味で、この31号上屋のある場所を、例えば民間資本の誘導エリ

アというか、民間資本を使ったにぎわいづくりのためのエリアという形の設定をした上で、31号を残しても残さなくても、一定程度計画性を持っていただけるというつくり方もあると思いますので、この辺について、まちづくり推進課からのアドバイスですとかいろいろ考えながら、これからまとめていきます再開発計画の中で整理していきたいと考えてございます。

○佐々木（秩）委員

段階的にやっていくということ、そうすると、今すぐ調査を入れても無駄になる可能性が高いということになるわけです。そこは理解できました。

ただ、最終的な判断のときには、そういう調査は必要だろうと思うのですが、それはどうでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

その調査の前段として、まず、この建物が歴史的価値とかそういうもので、残す残さないという議論がひとつ先に来るとか思います。その上で、残すべきだというふうになれば、その前段で調査というのはまた必要になると思います。いずれにしても実際に再開発が進んでいく中で、31号上屋にかかわる整備が近くなった段階で考えていけばいいのかというふうに考えてございます。

○佐々木（秩）委員

そういうやり方で進まれるということがわかりましたので、そういうことでお願いしたいと思います。

◎小樽ショートフィルムセッション2013について

3番目の質問になりますが、小樽ショートフィルムセッション2013について伺います。

これについては、1年置きにということですので、2011年のとき、私も発表会等を見せていただいた上で質問等をさせてもらいました。大変興味深く見せていただきましたし、取組として大変有効なものだろうと、文化的な面でも大きいというふうに思っております。その上で、来年度の予算がついていましたので、質問させていただきます。

まず、確認ですけれども、これについては、小樽フィルムコミッションが活動主体だということになっています。それで、市のかかわり方はどのようになっているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

この小樽ショートフィルムセッション2013については、今、委員が言われましたように、小樽フィルムコミッション、いわゆるFCが担当ということですが、このフィルムコミッションの事務局を観光振興室の職員2名で担当しております。ですから、フィルムコミッションのバックアップといいますか、事務局機能を持っているということで考えております。

市の観光基本計画の中でも、映画やテレビドラマ等の誘致促進、これを主要施策の一つとして挙げておりますので、こういった中でのフィルムセッションの開催は、FC活動を活性化させるという面からも、市としても重要なものだというふうに考えております。

○佐々木（秩）委員

その中で、来年度の実施時期や要綱などにつきまして、決まっていることや考えていることがあれば、お聞かせいただきたいのですが。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

来年度の実施時期と作品の中身の件だと思いますけれども、実施時期といたしましては、開催するときには、3月に上映会、表彰式を行っておりますけれども、年度の最初からまず募集をすると、昨年度は5月からだったので、これを何とか早めて4月にはその作品の募集の開始をしたいというふうに考えております。そして、昨年度も実施しましたけれども、6月、7月には、ワークショップといいまして、いわゆるフィルムを撮ってもらえるような講習会を、市内の高校生ですとか大学生、いわゆるあまり慣れていない方を対象に、3日間ぐらいですが、そ

ういった講習会を開いて、講習会に出ていただいたグループには出品と申しますか、作品を出してもらおうような形を考えております。12月上旬ぐらいに募集の締切りということになりまして、その後、こちらで今、想定しております審査委員の方々と審査をして、3月にノミネート作品、前回で言えば7作品を上映して、最優秀賞、優秀賞という賞を発表して表彰式を行っているという形ですけれども、来年度も同じような形で考えております。

前後しますけれども、その作品の中身ですけれども、これも前回と基本的に変わらず、募集する作品ですけれども、いわゆる小樽で撮ったもの、小樽の実写風景が映っていて、10分以内でストーリー性のあるものということで、いわゆるドキュメンタリーですとかプロモーションビデオというのはだめですと、ストーリー性をつくってくださいと、そういう作品を募集するというようにしております。

#### ○佐々木（秩）委員

前回も見せていただいて、作品等も見せていただきました。そういう中で、昨年、質問をさせていただいた中で、小樽市民の参加がもう少し増えたり認知が、周知されるともっといいなということをお話させていただいたのととも、作品の数が、募集に応募する数が増えるような取組があるといいのではないかとこのように考えて、何か部門、例えば年齢別の部門をつくるだとか、それから濱本委員からも提案があったと思いますけれども、そういうことについて何か市として考えていることがありましたら聞かせてください。

#### ○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今、質問のありました各部門を分けて募集するですとか、作品増に向けての動きということについてですけれども、2013年度、次年度行うものについては、そういう部門を設けるといことは、今のところ想定しておりません。

前回の応募作品が13作品だったものですから、次回、行うときは、20作品ということの一つの目標に掲げております。何とかこの次、2013年度で20作品が出た時点で、例えば部門と申しますか、高校生部門と一般部門になるのか、それともテーマが二つあって、違うテーマで募集するののかということをお話していきたいというように考えております。

それと、市内からの参加者の増加ということですが、昨年度、そのワークショップで一校、市内の高校の放送部からの参加をいただいております。残念ながら、作品の提出のときには、ちょっと時間がなくて出していただけなかつたのですが、そういった面でワークショップに向けて市内の高校の放送部にも積極的に声をかけて出いただくほか、小樽商科大学のそういうサークルですとか、若い層に向けてワークショップをはじめ、出品もお願いしていきたいというように考えております。

#### ○佐々木（秩）委員

そうですね、若い方の参加がもっと増えると本当に活性化される、見ていても作品のバリエーションが非常に楽しみになります。よろしくお祈りいたします。

それで、フィルムコミッションのホームページを開くと、今でも前回の最優秀賞、優秀賞等、作品を見ることができるのです。非常にいいのですが、ただ私が思うに、そこだけで見られるというのが非常にもったいないというふうに考えるのです。もっといろいろな場面で生かせないかと思うのですが、例えば著作権の問題などが、きっとあると思うのですが、例えば市が、この応募されて優秀賞をとった作品についての著作権の関係はどのようになっているのでしょうか。

#### ○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

応募作品については、著作権というよりは使用权というような形で、いただいた作品に手を加えないという条件の下、フィルムコミッションで、使用の裁量を持っているということになっております。

#### ○佐々木（秩）委員

最後の質問ですけれども、そうであれば、もう少しいろいろな場面でこの作品を活用させていただいてはどうかと思うのです。例えば、小樽の物産観光展なども、札幌のイオンなどでやっているのを見に行かせていただきまし

たけれども、ああいうところに小さいテレビモニターを置いてちょっと流して、小樽の風景も出てくるそういう作品を見てもらうとか、それこそ企業誘致の会場、東京や大阪に行くときにも、その合間にちょっと流すというような工夫だとかということに、何かもう少し使っていけるだけのクオリティーが作品にはありますから、そういうことも少し考えていただければということをお願いしたいと思います。

#### ○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

受賞といたしますか、作品の今後の活用ということになるかと思っておりますけれども、委員が先ほど言われましたように、You Tube上では見られるが、それ以外にということで、実は前回のショートフィルムセッションの最優秀賞作品が、昨年9月に札幌国際短編映画祭、こちらにノミネートされて、これを撮った監督が賞最優秀監督賞を受賞したというふうにも聞いております。それで、そういったいろいろな映画祭への出品ということは、今後も多くなるのかというふうに思っています。

それで、市としての活用という部分になりますと、今年1年に、NTT西日本から、光回線の一部で使えるかどうかという話でいろいろ話をした経過はあります。使っていただけるかという部分まで行ったのですが、市のほうで観光DVDという3分ぐらいの短いのを持っておりまして、最終段階でこちらの3分のほうでまずは様子を見るということになったのですけれども。あわせて、物産展などでも、モニターがあって、少し椅子が置ける程度のスペースがあれば、積極的に考えていきますけれども、一つのネックが、10分以内ということで7分から8分という時間があるもののPRなものですから、物産展でも少し広めの会場で、少しゆったりできる部分の場所が確保できれば、使っていきたいというふうに考えております。

#### ○佐々木（秩）委員

よろしく申し上げます。

#### ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、久末恵子委員に移します。

---

#### ○久末委員

質問の前に、一言聞いていただきたいと思っております。今年も、卒業のシーズンになりましたら、市内は大雪に見舞われまして、まだ雪の山に囲まれています。せっかく小樽を訪れている観光客の皆さんも、歩きにくそうで大変お気の毒です。

さて、今定例会で要請されております新年度予算案を拝見しますと、観光費において、祝津地区にスポット当てた事業があげられております。北小樽観光の推進を掲げております私にとりましては、大変喜ばしいことと思っております。このような事業が進む中で、忘れてはならないのは、オタモイから赤岩、そして祝津へと続く自然探勝路の整備であります。昨年の秋、赤岩町会の役員で、整備のお手伝いをさせていただきました。しかし、まだまだ整備しなければならない箇所がたくさんあります。今後、観光客を祝津に誘致していくためにこの整備は早急に対応しなければならない課題と思っており、何度かこれまでも議会で質問をさせていただきましたが、所管が北海道であるということになかなかうまく事が運びません。そこで、私といたしましては、いろいろな方法で整備のお手伝いをする準備を進めております。

このようなことから、先ほどの午前中の理事会におきまして、経済常任委員会による赤岩から祝津までの遊歩道視察の企画を提案いたしました。委員の皆様、そして理事者の皆様にも、ぜひすばらしい景観を味わっていただき、小樽の貴重な財産であることを再認識していただきたいと思っております。これは私の要望でございますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

#### ◎小樽観光大学の活動とおたる案内人について

早速質問に入らせていただきます。

先般、新聞に「おたる案内人ジュニアのテキスト作成について」と記事が掲載されておりました。記事を読みますと、この事業は、小樽観光大学校がおたる案内人のすそ野を広げる試みとして行っているとのことでございます。そこで伺います。

初めに、小樽観光大学校の概要、その活動内容についてお聞かせください。

**○（産業港湾）観光振興室中村主幹**

小樽観光大学校ですけれども、この組織は、平成18年5月に発足いたしまして、小樽市商工会議所を中心に関係機関が構成している組織であります。

目的ですけれども、小樽の観光産業を支える人材育成、それから市民の郷土愛の醸成、おもてなしの心の醸成を目的としておりまして、小樽市長が大学校長を務め、事務局は商工会議所が担っております。

活動内容につきましては、小樽の文化や歴史などの知識を深めるための講座を開きまして、おたる案内人検定を実施しております。

**○久末委員**

次に、おたる案内人の有資格者は、現在、どのくらいいるのか、お聞かせください。

**○（産業港湾）観光振興室中村主幹**

案内人の数ですけれども、1年に1回の検定でございますので、昨年の4月現在の数字です。全部で573人おり、その内訳は、マイスターで27人、1級で286人、2級検定合格者で260人、このようになっております。このほかに、基礎講座というも行っておりますので、その人数はもっとたくさんいると思います。

**○久末委員**

次に、市として、現在、おたる案内人をどのように活用しておられるのか、お聞かせください。

**○（産業港湾）観光振興室中村主幹**

市としての案内人の活用ですけれども、視察や催し時のガイド対応を依頼しております。また、潮まつり、がらす市でのボランティアにも御協力をいただいております。それから、市のイラストマップをつくっておりますので、その監修もしていただいております。特に雪あかりの路でバックヤードツアーを実施しておりますので、そのボランティアガイド、これは大変好評を得ておりまして、案内人の皆さんも積極的に参加をされているところです。

**○久末委員**

**◎おたる案内人ジュニアの育成プログラムについて**

次に、色内小学校で行われた案内人のジュニア育成プログラムについて、どのようなものであったか、教材をこれからどのように活用していくのかをお聞かせください。

**○（産業港湾）観光振興室中村主幹**

おたる案内人ジュニアの取組、それから教材についてでありますけれども、この案内人ジュニアの授業は、平成23年8月から色内小学校の協力の下、5年生を対象に実施してきたものであります。小樽観光大学校のガイドの養成ノウハウを生かしまして、小学生が単に地域学習で歴史や文化を学ぶだけではなくて、そのガイド活動を通じまして郷土への愛着や社会力を育もうと始まったものであります。その将来的に案内人になっていただくこと、まちづくりに参画していただくこと、そういったことが見込まれてこの事業をやっております。

成果として、6年生になった昨年11月1日、2日に、旧日本郵船株式会社小樽支店で関係者、保護者、一般入館者を対象にしまして館内ガイドを行いました。

テキストにつきましては、この授業で使用したものを編さんしたものでありまして、今回、参加児童、教諭に配付しましたけれども、今後は教育委員会とも連携しまして、他校でも要望があればこの事業を実施していきますし、そのテキストとしても活用していくということでございます。

**◎小樽観光大学校の今後の取組について**

最後に、ジュニアのことはわかりましたが、ジュニア以外に、小樽観光大学の今後の取組について、わかりましたらお聞かせください。

**○（産業港湾）観光振興室中村主幹**

今後の取組についてでありますけれども、引き続きおたる案内人を拡大していきたいと思っております。現在、課題となっておりますのが、おたる案内人の活動ということでございますので、そのあたりにつきましても積極的に進めてまいります。現在、観光案内所でサポートメンバーで使えないかということも観光協会と協議中であり、おたる案内人を基本といたしまして、今後も市も足並みをそろえて、小樽観光の振興とまた推進に向けて取組を進めていきたいと考えております。

**○久末委員**

観光都市をうたう小樽のまちにとって、行政や関係機関がさまざまな取組を進めているだけではなくて、市民レベルからもおもてなしの心を醸成することは非常に大切なことと思っております。これは、小樽市民の郷土愛を育む機会になりますので、今後も市として小樽観光大学の取組を支援されるようお願いいたします。質問を終わります。

**○委員長**

久末恵子委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 16 分

再開 午後 5 時 25 分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、北野委員。

**○北野委員**

継続審査中の陳情第290号、国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方について願意は妥当、採択を求める討論をいたします。

詳しくは本会議で述べますが、今日の質疑でも明らかなように、部長や観光振興室長は、以前行った調査についての答弁を繰り返すだけで、オタモイ海岸の観光をどうするかという基本的方向は示すことができません。

私は、今日は違った観点から、オタモイ海岸の安全を確保するという点からも、陳情第290号を採択し、市長や理事者の側へ早期整備方を求めるということのほうが一番安全確保の点で大事だと考えているわけです。

今日の答弁で、観光振興室主幹は、昨年1月に、小樽市が所有する土地のずっと下のほうというか、海岸寄りのところをわずかですが、無償で譲渡していただいたと。これは、その土地が悪質なブローカーなどに売買されて登記されていれば、整備どころか、いわゆる人命を損なう、これを防ぐ安全対策の上からいっても、あるいは密猟防止の点からいっても困難を来すようになるので、この点は高く評価するわけです。しかし、そういうことも含めて、あの一帯ほとんどが小樽市の土地になるということで、質疑でも指摘しましたが、結局小樽市があその安全に一切の責任を負うということになった、より多くの責任を負うということになったわけです。主幹も認めておられましたけれども、いろいろ看板とか綱など張って、危険だから立入禁止というような措置をとったとしても、事情のわからない人が入って事故にでも巻き込まれたら、それは看板無視したほうの責任だというふうにはならないのです。土地所有者である小樽市の責任になるわけです。こういう点からいっても、陳情第290号を採択して、

オタモイ海岸の安全を守り、かつ本題である観光開発を、以前に行った調査の結果はありますけれども、それを踏まえて関係官庁にも説得していく上で、小樽市自身がもうそろそろここでオタモイをどうするのかという基本方針を明確にすべきだというふうに思うのです。そのところが何も無いものですから、部長も室長も以前の調査も否定的なところだけを繰り返していると、これでは進歩がないと思うのです。こういう点もありますから、ぜひその辺をほかの会派の皆さんも考えられて、ぜひ陳情第290号を採択していくことでけりをつけるというふうにしていただきたいということを強くお願いします。

なお、部長のことはいろいろあったのですが、頼まれもしないのに他の委員には答弁するけれども、私には、指名し、頼んでも答弁もしない、そういう不公平極まりない扱いは以後改めていただきたいということを申し添えて、討論といたします。

**○委員長**

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第290号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続調査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、この3月末日をもって退職される理事者の方がおられますので、御紹介申し上げ、一言、御挨拶をいただきたいと思います。

(理事者挨拶)

**○委員長**

それでは、私からも一言申し上げたいと思います。

まず、退職されます宗形主幹におかれましては、本当に長い間、小樽市の発展のために御努力、御尽力をされまして、改めてその御努力に対しまして敬意を表する次第であります。各委員を代表いたしまして、心から感謝を申し上げたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

これからも、新しい人生におきまして、どうぞ十分に健康に留意をされまして、また一市民の立場から小樽を見たいいただきたいと、いろいろな御協力を賜りたいと思います。

健康でありますことを心から祈念を申し上げます。本当に長い間お世話になりました。お疲れさまでした。ありがとうございました。(拍手)

本日は、これをもって散会いたします。